

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月24日
【計算期間】	第41期(自 2021年3月26日 至 2021年9月25日)
【発行者（受託者）名称】	みずほ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 梅田 圭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【事務連絡者氏名】	みずほ信託銀行 信託ファンドマネジメント室 室長 長岡 鉄矢
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	03(6627)8000（代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。
【提出書類】	募集事項等記載書面
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月24日
【発行者（受託者）名称】	みずほ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 梅田 圭
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	金銭信託(自由型) [愛称：オールウェイズ] (以下、「当信託」という場合があります)
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】	1兆円を上限とします。 但し、運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、個人・法人を問わず、また金額によらず、お申込みを制限することがあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

## 【証券情報】

### 【内国信託受益権の募集(売出)要項】

#### 1 【内国信託受益権の形態等】

当信託は、記名式の合同運用指定金銭信託受益権です。

金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権として、金融商品取引法上の「第二項有価証券」に該当します。

金銭信託(自由型)[愛称：オールウェイズ](以下、「当信託」という場合があります)は、組入れ信託受益権等の信用リスク管理及び流動性管理を徹底することにより、株式会社格付投資情報センター(以下、「R&I」という場合があります)より、2002年1月18日にファンド信用格付け「AAAfc(トリプルエーエフシー)」を取得しています。その後、毎年1回定例調査を受け、2021年10月31日現在、同格付けが継続しています。(信用格付けについては、R&Iが2010年9月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付けとなります。)なお、取得したファンド信用格付けは、将来の投資環境の変動等により、予告なしに変更となる場合、また取得を中止する場合がありますのでご留意下さい。

#### 《ファンド信用格付けとは》

株式会社格付投資情報センター(R&I)のファンド信用格付けは、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付け付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対する意見の表明であり、そのファンド信用格付けの主な評価対象は、ファンドの運用資産である債券ポートフォリオです。評価は「AAAfc」から「Cfc」の9段階ですが、「AAfc」から「CCCfc」までの格付けには、同一格付け符号内での上下を区別するため、プラス・マイナスが付される場合があります。当信託のファンド信用格付けは、9段階の最上位となります。

## 《ファンド信用格付けの定義》

符号	定義
AAAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAAの債券と同程度である。
AAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAの債券と同程度である。
Afc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
BBBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBBの債券と同程度である。
BBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBの債券と同程度である。
Bfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
CCCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCCの債券と同程度である。
CCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCの債券と同程度である。
Cfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

ファンド信用格付け「AAAfc(トリプルエーエフシー)」は、「ファンドの運用資産の平均的な信用力が「AAA(トリプルエー)」の債券と同程度である。」を意味します。

ファンド信用格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。

ファンド信用格付けの評価対象は、R&Iの付与する他の信用格付け(発行体格付け、長期個別債務格付け、短期格付け、保険金支払能力)が評価対象とする発行体や債券等とは異なります。また、その評価は他の信用格付けが示す債務履行の確実性(信用力)と異なります。なお、ファンドの管理・運用体制の評価は、主として信用評価以外の事項を勘案しているため、信用格付け以外の関連業務として行っています。ファンドの管理・運用体制の評価結果は格付け付与の可否判断のみに用いられ、ファンドの信用格付けの符号の水準に影響しません。

R&Iはファンド信用格付けによって、ファンドの運用資産の平均的な信用リスク以外のリスク(収益率変動リスク、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等)について、何ら意見を表明するものではありません。ファンド信用格付けは、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や配当の予定金額が明示されている場合にその予定配当金額が支払われる可能性を評価したものではありません。また、ファンドの中途換金により投資者の当初投資元本が毀損する可能性や元本支払いの一時停止が発生する可能性について評価したものではありません。

R&Iは、ファンド信用格付けを行うに際して用いた情報に対し、品質の確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、ファンド信用格付けを変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、ファンド信用格付けを取り下げたりすることがあります。

R&Iが信用格付業者として当ファンドの信用格付けを提供し、または閲覧に供する場合には、信用格付け等の事項がR&Iのホームページ(アドレス:<https://www.r-i.co.jp/index.html>)の「信用格付」のサイト(アドレス:<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」の一覧をクリックすると表示されるカテゴリー「ファンド信用格付」において公表されます。システム障害や上記サイトのアドレス変更があった場合等には、情報が入手できない場合があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

## 《参考：長期個別債務の格付けの定義》

符号	定義
AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

長期個別債務の格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。

## 《株式会社格付投資情報センター（R&amp;I）とは》

わが国最大の格付機関であり、社債やコマーシャルペーパー（CP）、資産担保証券（ABS）、金銭信託、投資信託について、格付対象企業や金融機関から独立した中立、公正な立場から格付けを行っています。その格付けは投資家から高い信頼を得ており、社債ではわが国で発行されたもののほとんどを網羅しています。

## 2 【発行（売出）数】

該当事項はありません。

## 3 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

但し、運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、個人・法人を問わず、また金額によらず、お申込みを制限することがあります。

## 4 【発行（売出）価格】

発行価格は額面100円につき金100円です。

## 5 【給付の内容、時期及び場所】

### (1) 元本について

元本については、1円以上1円単位で、原則としてお申し出日に金銭でお支払いします(一部解約が可能です)。

お受取り方法をみずほ信託銀行株式会社(以下、「当行」または「受託者」という場合があります)の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等にて所定の方法によりご指定ください(詳しくは当行までお問い合わせください)。

なお、当信託は預金とは異なります。元本及び利益の保証はありません。

全部解約の際には、元本とともに収益金をあわせてお支払いします。

一部解約は、元本の一部をお支払いすることになります。

契約の残高が100万円未満となるような一部解約も可能です。

### (2) 収益金について

#### 収益金の計算方法

収益金の計算日は、毎年3月・9月の各25日(定例計算日)及び信託終了の日(最終計算日)とします。

収益金の額は、各受益者ごとに計算する予定配当額を原則とします。予定配当額は前回定例計算日の翌日(ただし前回定例計算日の翌日以降受け入れた信託金については、その信託契約日)以降に当行が示した予定配当率( )と、当該予定配当率に対応するそれぞれの期間における信託金の元本平均残高により計算します。なお、予定配当額の計算にあたっては1年を以下の2つの期間に分け、それぞれの期間内に当行が示した予定配当率の1/2を適用します。また、各信託金につき100円未満の部分を切り捨てて計算します。

- ・ 3月26日から9月25日までの184日間
- ・ 9月26日から3月25日までの181日間(閏年の場合は182日間)

( ) 予定配当率とは、信託期間中に適用予定の配当率をいいます。

当信託は予定配当率変動型商品です。予定配当率は信託財産の運用状況及び市場金利等を勘案のうえ、原則として毎月6・16・26日に見直します。

なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。

信託財産の運用成果によっては、実際の収益金は予定配当額を下回ったり、配当がなされないことがあります。

#### 収益金の配当時期等

定例計算日における収益金の計算に伴い分配する収益金は、原則として毎年3月・9月の各26日に元本に組入れる信託金として追加する方法( )により分配します。

全部解約に伴い分配する収益金は、お申し出日に元本とともに金銭でお支払いします。

( ) 当信託は追加信託ができませんが、収益金については元本に組入れて運用すること(収益金の追加信託)ができます。

#### 収益金の課税関係( )

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、当信託から発生する収益は利子所得として扱われます。収益金は、個人の受益者の場合、収益金の配当に際しては20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されますので確定申告する必要はありません(マル優ご利用の場合は非課税となります)。法人の受益者の場合、収益金は源泉徴収のうえ総合課税となります。

( ) 課税上の取り扱いは、2021年12月24日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

#### 6 【募集の方法】

当信託は金融商品取引法で定められる一定数(500名)以上の受益者が所有することが見込まれる有価証券として、募集(金融商品取引法第2条第3項第3号)を行っています。

#### 7 【申込手数料】

該当事項はありません。

#### 8 【申込単位】

当信託は1契約につき100万円以上1円単位でお申込みいただけます。

お客さま、お1人(法人のお客さまは、1法人)あたりの設定合計額を3億円以内とさせていただきます。なお、これは、収益金が元本に加わる際に3億円を超えることを制限するものではありません。

運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、個人・法人を問わず、また金額によらず、お申込みを制限することがあります。

お申込み単位(1契約100万円以上という基準、お1人(法人のお客さまは、1法人)あたり3億円以内という基準)につきましては、事前にお知らせすることなく変更する場合があります。

#### 9 【申込期間及び申込取扱場所】

##### (1) 申込期間

継続募集期間：2021年12月25日から2022年12月23日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に募集事項等記載書面並びに前申込期間に係る有価証券報告書及びその添付書類を併せて提出することによって更新されます。

##### (2) 申込取扱場所

当行の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等とします。詳細は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ> <https://www.mizuho-tb.co.jp/index.html>

商品内容に関するご質問並びに最新の目論見書につきましては、当行の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等までお申し付けください。

**10 【申込証拠金】**

該当事項はありません。

申込証拠金は無く、申込証拠金の利息及び信託財産の振替はありません。

**11 【払込期日及び払込取扱場所】**

払込期日は信託契約日とします。

払込取扱場所は当行の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等とします。

**12 【引受け等の概要】**

該当事項はありません。

**13 【その他】**

お取り扱いには通帳式のみで、証書のお取扱いはありません。

当信託のお申込みは、原則として名義人ご本人さまのお手続きが必要となります。

申込証拠金は無く、申込証拠金の利息及び信託財産の振替はありません。

当信託の受益権は、本邦以外での発行はありません。

運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、個人・法人を問わず、また金額によらず、お申込みを制限することがあります。

## 【有価証券報告書】

### 第 1 【信託財産の状況】

#### 1 【概況】

##### (1) 【信託財産に係る法制度の概要】

金銭信託(自由型) [愛称：オールウェイズ] (以下、「当信託」という場合があります)は、金銭を当初の信託財産とする合同運用指定金銭信託です。

受託者(みずほ信託銀行株式会社、以下、「当行」という場合があります)は、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下、「兼営法」という場合があります)、信託業法、金融商品取引法等の各種関係法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産(金銭)の引受け(受託)を行っています。受託者(当行)は、受益権(受益債権)の保有者(受益者)に対して、信託財産に属する財産のみをもってその履行責任を負うこととなります。なお、当信託の受益権は、みなし有価証券として、金融商品取引法の適用を受けます。

##### (2) 【信託財産の基本的性格】

主に自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権などに、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて投資する実績配当型の金銭信託です。金利環境に応じた安定配当をめざします。

##### (3) 【信託財産の沿革】

当信託は2001年4月2日に取り扱いを開始しました。

当信託の当初の信託財産たる金銭は、受益者のために利殖することを目的として、委託者(受益者)から受託者(当行)に信託されたものです。

##### (4) 【信託財産の管理体制等】

###### 【信託財産の関係法人】

受託者 みずほ信託銀行株式会社

当信託の受託者として、委託者の信託金につき元本の安全性に配慮した運用を行い、収益金の配当、解約(一部解約含む)金の支払い等を行います。

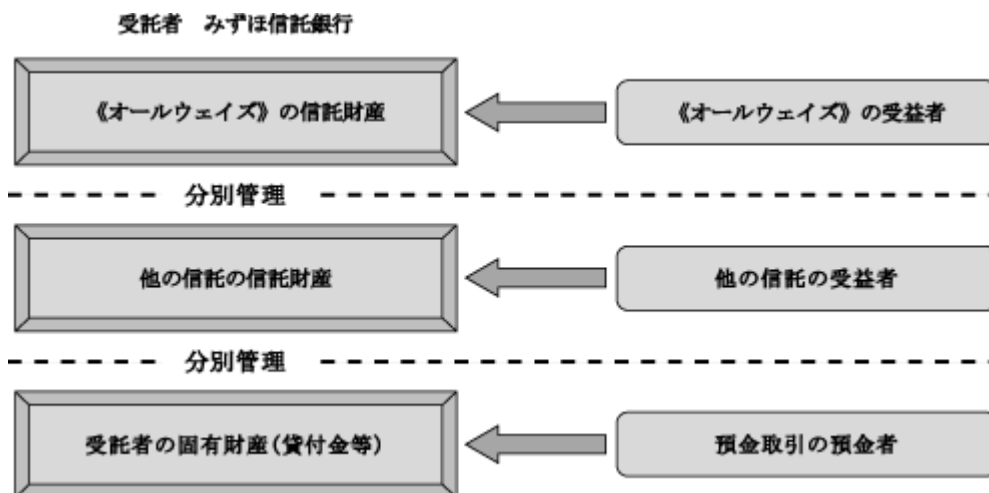


## 【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】

- (a) 当信託は、委託者の信託金を、当信託の信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します(以下、これを「合同運用財産」という場合があります)。また、当信託は、元本の安全性に配慮し、金利環境に応じた安定配当の実現を目的として、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて主に自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権などに運用を行います。なお、合同運用財産の一部は解約に伴う支払準備等のため、コールローン等の短期資産に運用します。また、金利変動に伴うリスクをできる限り回避するため、金利スワップ契約を締結することがあります。
- (b) ファンドの運用資産の平均的な信用力を示す目安として、株式会社格付投資情報センター(R&I)から、最上級のファンド信用格付けである「AAAfc(トリプルエーエフシー)」を取得しています。
- (c) 当信託はご契約に適用する予定配当率が変動する商品です。予定配当率は合同運用財産の運用状況及び市場金利等を勘案のうえ、原則として毎月6・16・26日に見直します(当行の店頭・ホームページ等で公表します)。なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。
- (d) 当信託は預金とは異なります。元本及び利益の保証はありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。

## 【信託財産の管理体制】

当信託の信託財産は、法律(信託法)によって、受託者(当行)自身の財産(貸付金等の固有財産)や、他の信託の信託財産とは分別して管理することが義務付けられています。当信託の信託財産に関するリスク管理体制については、「第1 信託財産の状況」 - 「3 信託の仕組み」 - (1)信託の概要 - 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項 - (d) 運用管理体制及びリスク管理体制についてをご参照ください。



## 2 【信託財産を構成する資産の概要】

### (1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

受託者(当行)は、信託法、兼営法、信託業法、金融商品取引法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産(金銭)の引受け(受託)を行います。

### (2) 【信託財産を構成する資産の内容】

当信託の信託財産(当初)は、委託者(受益者)から信託いただいた金銭です。

(当信託の信託財産の運用に関する事項については、「3 信託の仕組み」をご参照ください。)

### (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】

該当事項はありません。

(当信託の信託財産の運用に関する事項については、「3 信託の仕組み」をご参照ください。)

### 3 【信託の仕組み】

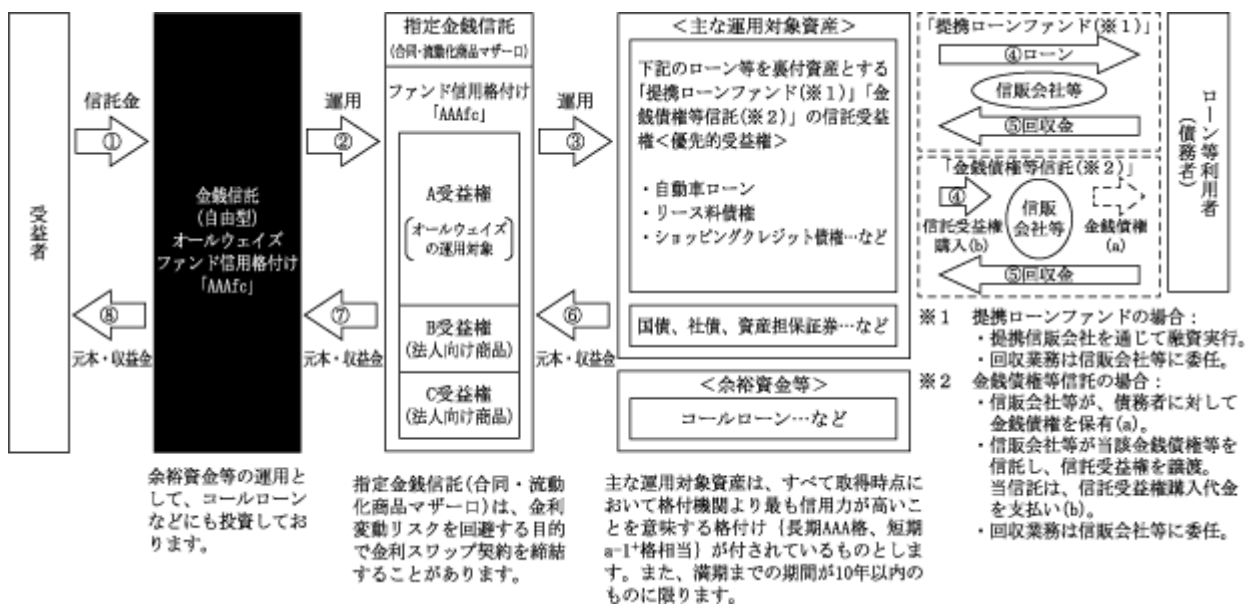
#### (1) 【信託の概要】

##### 【信託の基本的仕組み】

##### (a) 仕組みの概要

- 1) 当信託は、委託者の信託金を、信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します。委託者(受益者)から信託いただいた信託金は、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」のA受益権を通じて、主に自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権などに運用します。その際、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ契約を締結することがあります。なお、余裕資金等、合同運用財産の一部については、解約に伴う支払準備等のため、コールローン等の短期資産で運用します。(下図 ~ )
- 2) 当信託は、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の主たる運用対象である信託受益権の裏付資産たる自動車ローンやリース料債権等の利用者(債務者)から得られる返済金について、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の主たる運用対象である信託受益権ならびに「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」A受益権を通じて、元本と収益配当を受取り、これを主たる原資として当信託の受益者へ分配金・償還金等の支払いを行います。(下図 ~ )

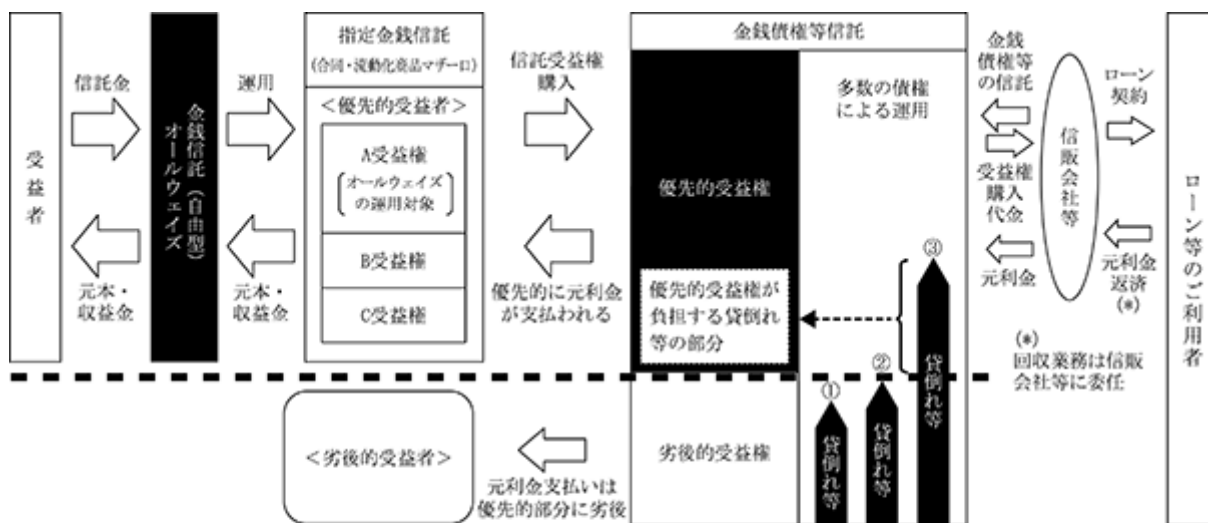
《運用の仕組み概要図》 数字は投資資金の流れの順番を表します。



## (b) 主な運用対象とする信託受益権の優先劣後構造について

- 1) 当信託は「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて主に自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権などに運用します。この信託受益権は優先的受益権と劣後的受益権の2種類に分けられますが、当信託は優先的受益権を運用対象としています。
- 2) ローン等をご利用いただいている方から返済される元利金は、まず優先的受益権に充てられます。その後、残余が劣後的受益権に充てられることにより、優先的受益権の安全度を高くすることが可能になります。これを「優先劣後構造」といいます。これにより、ローン等をご利用いただいている方の一部に貸倒れが発生するなど、信託財産に損失が発生した場合でも、その損失が劣後的受益権で負担できる額を超えない限り、優先的受益権の元本への影響がないように、また、万一の場合でも影響を軽減するように工夫されています。格付機関は、過去の貸倒れや中途解約等のデータをもとに優先劣後構造を評価しています。

## 《優先劣後構造の概要図》



損失の大きさ	各受益者が負担する貸倒れ等のリスク	
	優先的受益者	劣後的受益者
①	負担しない	全額負担
②	負担しない	全額負担
③	貸倒れ等が劣後的受益権を超える部分のみを負担	劣後的受益権元本を上限として負担

## (c) ファンド信用格付け「AAAfc」について

R&Iのファンド信用格付け 「AAAfc(トリプルエーエフシー)」

当信託は、組入れ信託受益権等の信用リスク管理及び流動性管理を徹底することにより、2021年10月31日現在において、株式会社格付投資情報センター(R&I)よりファンド信用格付け「AAAfc(トリプルエーエフシー)」を継続して取得しています。なお、取得したファンド信用格付けは、将来の投資環境の変動等により、予告なしに変更となる場合、また取得を中止する場合がありますのでご留意ください。

## 《ファンド信用格付けとは》

株式会社格付投資情報センター(R&I)のファンド信用格付けは、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付け付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対する意見の表明であり、そのファンド信用格付けの主な評価対象は、ファンドの運用資産である債券ポートフォリオです。評価は「AAAfc」から「Cfc」の9段階ですが、「AAfc」から「CCCfc」までの格付けには、同一格付符号内での上下を区別するため、プラス・マイナスが付される場合があります。当信託のファンド信用格付けは、9段階の最上位となります。

## 《ファンド信用格付けの定義》

符号	定義
AAAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAAの債券と同程度である。
AAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAの債券と同程度である。
Afc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
BBBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBBの債券と同程度である。
BBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBの債券と同程度である。
Bfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
CCCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCCの債券と同程度である。
CCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCの債券と同程度である。
Cfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

ファンド信用格付け「AAAfc(トリプルエーエフシー)」は、「ファンドの運用資産の平均的な信用力が「AAA(トリプルエー)」の債券と同程度である。」を意味します。

ファンド信用格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。

ファンド信用格付けの評価対象は、R&Iの付与する他の信用格付け(発行体格付け、長期個別債務格付け、短期格付け、保険金支払能力)が評価対象とする発行体や債券等とは異なります。また、その評価は他の信用格付けが示す債務履行の確実性(信用力)と異なります。なお、ファンドの管理・運用体制の評価は、主として信用評価以外の事項を勘案しているため、信用格付業以外の関連業務として行っています。ファンドの管理・運用体制の評価結果は格付け付与の可否判断のみに用いられ、ファンドの信用格付けの符号の水準に影響しません。

R&Iはファンド信用格付けによって、ファンドの運用資産の平均的な信用リスク以外のリスク（収益率変動リスク、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。ファンド信用格付けは、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や配当の予定金額が明示されている場合にその予定配当金額が支払われる可能性を評価したものではありません。また、ファンドの中途換金により投資者の当初投資元本が毀損する可能性や元本支払いの一時停止が発生する可能性について評価したものではありません。

R&Iは、ファンド信用格付けを行うに際して用いた情報に対し、品質の確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、ファンドの信用格付けを変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、ファンドの信用格付けを取り下げたりすることがあります。

R&Iが信用格付業者として当ファンドの信用格付けを提供し、または閲覧に供する場合には、信用格付等の事項がR&Iのホームページ（アドレス：<https://www.r-i.co.jp/index.html>）の「信用格付」のサイト（アドレス：<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」の一覧をクリックすると表示されるカテゴリー「ファンド信用格付」において公表されます。システム障害や上記サイトのアドレス変更があった場合等には、情報が入手できない場合があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

#### 《参考：長期個別債務の格付けの定義》

符号	定義
AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

長期個別債務の格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。

#### 《株式会社格付投資情報センター（R&I）とは》

わが国最大の格付機関であり、社債やコマーシャルペーパー（CP）、資産担保証券（ABS）、金銭信託、投資信託について、格付対象企業や金融機関から独立した中立、公正な立場から格付けを行っています。その格付けは投資家から高い信頼を得ており、社債ではわが国で発行されたもののほとんどを網羅しています。

## &lt;ご参考&gt; 「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の概要

## 1) 基本的性格

「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」は、当行を受託者として、主として最上級の格付を取得した資産(信託受益権・資産担保証券等)などに投資する、実績配当型の合同運用指定金銭信託です。

株式会社格付投資情報センター(R&I)から、最上級のファンド信用格付けである「AAAfc(トリプルエーエフシー)」を取得しています。

預金とは異なります。元本及び利益の保証はありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。

## 2) 運用の基本方針

「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」は、主として取得時点において格付機関より最上級の格付(例：長期AAA格・短期a-1+格相当)が付与された、自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権等に投資を行います。信託金は、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」信託約款に基づく信託契約による他の信託金と合同して運用します。合同運用財産の一部は満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、コールローン等の短期資産で運用し、また、金利変動に伴うリスクをできる限り回避するため、金利スワップ契約を締結することがあります。

## 3) 受益権の種類

当信託の主たる運用対象であるA受益権の他、B受益権、C受益権の3種類の受益権があります。

これらの受益権は、据置期間や当行からの解約の有無等の点で条件が異なりますが、各受益権の間で優先劣後関係(配当を受取る順位や信託財産の償還順位が異なる等)はありません。各受益権の主な特徴は以下の通りです。

## &lt;各受益権の主な特徴&gt;

	A受益権 (当信託の主たる運用対象)	B受益権	C受益権
お申込金額( )	1円以上1円単位	2年以内の契約は原則3億円以上1円単位、2年を超える契約は原則1億円以上1円単位	1億円以上1円単位
据置期間	ありません	ありません	1ヶ月
当行からの解約	ありません	ありません	あります
お支払い	原則としていつでもお支払いします。	元本については償還期日にお支払いします。	据置期間経過後は原則としていつでもお支払いします。

( ) 金融情勢の変化や信託財産の状況等により、募集を行わない場合や、お申込みできる金額に上限を設ける場合、あるいは下限を変更することがあります。

## 【信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項】

### (a) 運用の基本方針について

当信託は、委託者の信託金を、信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、元本の安全性に配慮し、金利環境に応じた安定配当の実現を目的として、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて、主に、自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした取得時点において格付機関より最も信用力が高いことを意味する最上級の格付が付与された信託受益権などに運用します。なお、合同運用財産の一部は解約に伴う支払準備等のため、コールローン等の短期資産(換金性、安全性の観点から当行が適当と認めたものに限り)に運用します。また、金利変動に伴うリスクをできる限り回避するため、金利スワップ契約を締結することがあります。

### (b) 運用対象及び方法

当行は、合同運用財産を、主として、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」のA受益権を通じて、当該「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の信託約款に基づく他の信託金と合同して、以下1)~6)に定める運用(取引)をします。また、当行は、合同運用財産の一部について、資金の流動性を確保する目的で、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じることなく以下2)のa)~c)に掲げる資産、または合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令で定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定に運用します(この場合、当行の店頭に表示する利率で付利します)。

1) 当行は、合同運用財産を、次のa)~e)に掲げる資産に運用します。ただし、取得時において、特定格付(指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)約款第6条第7項第1号に掲げる「特定格付」をいう。)が付された資産のうち、満期までの期間が10年以内のものに限るものとします。

- a) 信託受益権及び信託受益証券(当行が受託するものを含みます)
- b) 資産担保債券、資産担保コマーシャルペーパー
- c) 国債、地方債、社債、特別の法律により法人の発行する債券及び非居住者円貨建債券
- d) コマーシャルペーパー
- e) 上記a)~d)に掲げるものに類似する性質を有する資産

2) 当行は、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金を運用する場合、その他必要と認められた場合には、上記1)にかかわらず、合同運用財産を以下a)~c)に掲げる資産に運用します。ただし、当行は次のa)~c)に掲げる資産のほか、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定に運用することができます(この場合、当行の店頭に表示する利率で付利します)。

- a) 上記1)のa)~e)の資産のうち、満期までの期間が1ヵ月以内または随時解約もしくは換金可能な資産であって、取得時において適格格付(指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)約款第6条第7項第2号に掲げる「適格格付」をいう。以下同じ)を取得しているもの
- b) 取得時において適格格付を有する金融機関に対する満期までの期間が1ヵ月以内もしくは随時解約可能な預金またはコールローン



- c) 上記a)、b)と同等の流動性及び安全性を有するものとして当行が適当と認めた資産
- 3) 当行は、合同運用財産に属する有価証券を、貸付に運用することがあります。ただし、運用する期間は1ヵ月以内とし、貸付先は適格格付を有する者に限ります。
- 4) 当行は、合同運用財産に属する資産について、当該資産の価格変動等のヘッジのため、金利・有価証券に係る先物取引・指数先物取引・オプション取引・スワップ取引その他これらに類する取引を行うことがあります。
- 5) 当行は、上記3)、4)に掲げる取引、有価証券の売買取引その他上記1)のa)～e)及び上記2)のa)～c)に掲げる財産の取得・処分にかかる取引、為替取引等合同運用財産の運用に必要な取引(取引の委託を含みます)を、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令で定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含みます)、当行の利害関係人、当信託の信託業務の委託先及びその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。なお、利害関係人とは、株式の所有関係または人的関係において、受託者(当行)または当信託の信託業務の委託先と密接な関係を有する者として法令で定める者を言います。
- 6) 当行は、合同運用財産に属する資産を担保に供して借入をすることがあります。この借入金は合同運用財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。

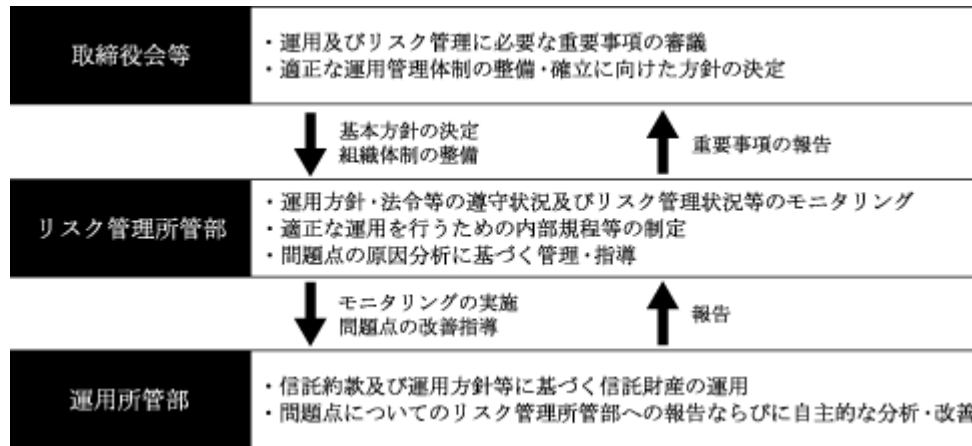
(c) 損益分配の基準

毎計算期日(毎年3月・9月の各25日)における前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間に、合同運用財産に関して受領した配当金、利息、手数料及びこれらに類する収益並びに合同運用財産について実現した売却益(償還益を含みます)の各金額の合計額から、租税・事務費用、利息、受益者からの解約(全部解約及び一部解約のいずれも含みます)申出に伴い支払った収益金、及びこれらに類する費用並びに合同運用財産について実現した売却損(償還損を含みます)の各金額の合計額を控除した残額を信託の利益とし、下記手続きを行った後の金額(純収益額)を各受益者ごとの予定配当額で按分して分配します。

- 1) 信託報酬を控除
- 2) 信託金の運用により取得した信託財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当

## (d) 運用管理体制及びリスク管理体制について

当信託の運用管理・リスク管理は、以下の体制で運営します。



上記体制は、2021年12月24日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## (e) 信託業務の委託について

当行は、以下に掲げる業務の全部または一部について、以下の基準及び手続きに従い選定される者(当行の利害関係人を含みます)に委託することがあります。

委託業務及び委託先の範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 信託財産に属する有価証券の処分及びこれに付随する業務 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者及びこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者</li> <li>2) 信託財産に属する有価証券の運用にかかる業務 金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者及び外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者</li> <li>3) 金銭債権の回収にかかる業務 法務大臣の許可を受けた債権回収会社</li> </ol>
委託先の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。</li> <li>2) 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。</li> <li>3) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。</li> <li>4) 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行及び受託者責任の適切な履行の観点に照らし相応の水準であること。</li> </ol>
委託先決定の手続き	<p>当行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、委託を実施する部署において委託先が上記に定める基準のすべてに適合する者であるかを精査し、内部管理に関する業務を所管する部署において確認のうえ、委託を実施する部署の決裁権者が決定します。</p>

上記にかかわらず、当行は以下の業務を、当行が適当と認める者(当行の利害関係人を含みます)に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存にかかる業務
- ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・ 当行(当行から指図の権限の委託を受けた者を含みます)のみの指図により委託先が行う業務
- ・ 当行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(f) 信託の登記等について

- 1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2) 1)のただし書きにかかわらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【委託者の義務に関する事項】

(a) 印鑑届出・印鑑照合

- 1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者の印鑑は、委託者からあらかじめ当行に届出するものとします。
- 2) 当行が、当信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を上記1)の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(b) 届出事項の変更・通帳の再発行

- 1) 以下の事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに当行にお申し出のうえ、当行所定の手続きをとることとします。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - ・ 通帳または印章の喪失もしくは毀損
  - ・ 印章、名称、住所、通知先その他の届出事項の変更
  - ・ 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の重要な変更
- 2) 上記1)の場合、信託金もしくは収益金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 3) 通帳を再発行する場合には、当行店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

(c) 成年後見人等の届出

- 1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出ることとします。
- 2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出ることとします。
- 3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、上記1)、2)と同様に届出ることとします。
- 4) 上記1)～3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ることとします。また、この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。

【その他】

(a) 信託期間について

信託契約日から、全部解約手続き等による信託終了の日までとします。

(b) 費用について

当信託のお申し込みから全部解約までの間に、直接または間接的にご負担いただく費用は次のとおりです。なお、これらの費用の総額については、お申込み時点では確定しないため表示できません(なお、当信託の収益金にかかる課税上の取り扱いについては、「第1 信託財産の状況」 - 「3 信託の仕組み」 - (2)受益権をご参照ください)。

1) 直接ご負担いただく費用

- a) 申込手数料：ございません。
- b) 解約手数料：ございません。
- c) その他：通帳を再発行する場合、当行の店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

2) 間接的にご負担いただく費用

a) 信託報酬

信託報酬は、原則として定例計算日(毎年3月・9月の各25日)に信託財産の中からいただきます。信託報酬は、信託元本に対して上限年率3%から下限年率0.01%の範囲内とし、信託財産の運用成果に基づき計算します。また、当信託の運用対象となる「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」にも同様に信託報酬がかかり、原則として「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の定例計算日(毎年3月・9月の各19日)に「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の受託者(当行)に支払うこととします。この信託報酬は、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の信託元本に対して上限年率3%から下限年率0.01%の範囲内とし、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の信託財産の運用成果に基づき計算します。

b) その他の信託財産にかかる費用

監査費用などの信託事務の処理に必要な費用(租税公課を含みます)を、信託財産の中から支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。また、当信託の運用対象となる「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」について、監査費用などの信託事務の処理に必要な費用(租税公課を含みます)を、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の信託財産の中から支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。

(c) 支払停止・強制終了について

以下の事由が生じた場合、解約を制限すること(支払停止)があります。さらに、必要があると認められた場合には、信託財産を換金処分のうえ各受益者に按分して交付し、信託を終了する手続き(強制終了)を行うことがあります。

- 1) 合同運用財産の計算期日において信託損失が発生したとき、または計算期間において信託損失が発生することが明らかであると当行が認めた場合
- 2) 合同運用財産の総額が6ヶ月間連続して100億円を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当行が認めた場合
- 3) 即時換金可能な資産が減少し、各受益者からの解約のお申し出に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めた場合
- 4) 合同運用財産に属する資産に元本毀損が生じたとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めた場合
- 5) 「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の強制終了が決定された場合

なお、合同運用財産には取引所の相場がない資産(信託受益権等)が含まれますが、これらの資産は資金化が困難である等の理由により、本来の評価額を大幅に下回る価額でしか換金処分できなくなるおそれがあります。そこで取引所の相場がない資産の売却にあたっては、当行は複数の購入希望者より価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することとします。

(d) 信託の終了について

当信託は以下の事由が生じた場合に終了します。

- 1) 委託者(受益者)による全部解約手続き
- 2) 当行による強制終了

(e) 信託約款の変更及び公告の方法

当信託は、兼営法第5条に規定される「定型的信託約款」による信託に該当しますので、信託約款の変更については下記のとおりとなります。

- 1) 当行は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者及び受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします(これら以外の方法による変更はできません)。
- 2) 当行は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更内容及び変更について異議ある委託者又は受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告を日本経済新聞へ掲載する方法により行うものとし、当該期間内に委託者又は受益者が異議を述べなかった場合には、変更を承諾したものとして取り扱います。

(f) 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体

ございません。

(g) 当行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所  
電話番号 0120-817-335 又は 03-6206-3988

(2) 【受益権】

受益者は、信託約款に基づいて、元本の償還及び収益金を受取る権利を有します。

但し、元本の補てん及び利益の保証は無く、受託者(当行)は信託財産に属する財産のみをもって履行するものとします。

受益者が受取る元本及び収益金の内容は以下のとおりです。

元本について

元本については、1円以上1円単位で、原則としてお申し出日に金銭でお支払いします(一部解約が可能です)。

お受取り方法を当行の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等にて所定の方法によりご指定ください(詳しくは当行までお問い合わせください)。

なお、当信託は預金とは異なります。元本及び利益の保証はありません。

全部解約の際には、元本とともに収益金をあわせてお支払いします。

一部解約は、元本の一部をお支払いすることになります。

契約の残高が100万円未満となるような一部解約も可能です。

## 収益金について

### (a) 収益金の計算方法

収益金の計算日は、毎年3月・9月の各25日(定例計算日)及び信託終了の日(最終計算日)とします。

収益金の額は、各受益者ごとに計算する予定配当額を原則とします。予定配当額は前回定例計算日の翌日(ただし前回定例計算日の翌日以降受け入れた信託金については、その信託契約日)以降に当行が示した予定配当率( )と、当該予定配当率に対応するそれぞれの期間における信託金の元本平均残高により計算します。なお、予定配当額の計算にあたっては1年を以下の2つの期間に分け、それぞれの期間内に当行が示した予定配当率の1/2を適用します。また、各信託金につき100円未満の部分を切り捨てて計算します。

- ・ 3月26日から9月25日までの184日間
- ・ 9月26日から3月25日までの181日間(閏年の場合は182日間)

( ) 予定配当率とは、信託期間中に適用予定の配当率をいいます。

当信託は予定配当率変動型商品です。予定配当率は信託財産の運用状況及び市場金利等を勘案のうえ、原則として毎月6・16・26日に見直します。

なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。

信託財産の運用成果によっては、実際の収益金は予定配当額を下回ったり、配当がなされないことがあります。

### (b) 収益金の配当時期等

定例計算日における収益金の計算に伴い分配する収益金は、原則として毎年3月・9月の各26日に元本に組入れる信託金として追加する方法( )により分配します。

全部解約に伴い分配する収益金は、お申し出日に元本とともに金銭でお支払いします。

( ) 当信託は追加信託ができませんが、収益金については元本に組入れて運用すること(収益金の追加信託)ができます。

### (c) 収益金の課税関係( )

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、当信託から発生する収益は利子所得として扱われます。収益金は、個人の受益者の場合、収益金の配当に際しては20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されますので確定申告する必要はありません(マル優ご利用の場合は非課税となります)。法人の受益者の場合、収益金は源泉徴収のうえ総合課税となります。

( ) 課税上の取り扱いは、2021年12月24日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

当信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。

当信託の受益権は当行の承諾がなければ譲渡または質入することができません。

当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者が当信託の信託約款に同意することを条件とします。

(3) 【内国信託受益権の取得者の権利】

「(2) 受益権」に記載したとおりです。なお、詳細については、添付の信託約款をご参照ください。



## 4 【信託財産を構成する資産の状況】

## (1) 【信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況】

## 金銭信託(自由型)《オールウェイズ》の運用状況

(2021年9月25日現在)

資産の種類	残高(百万円)	投資比率(%) 3
主たる運用	49,030	90.00%
金銭信託受益権( 1)	49,030	90.00%
余資運用	5,442	9.99%
銀行勘定貸( 2)	5,442	9.99%
資産合計	54,472	100.00%

- 1 「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」のA受益権のことです。
- 2 余資運用として、当行銀行勘定に貸付けている金額です。
- 3 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高比率をいいます。また、投資比率は原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

## &lt;ご参考&gt;

## 指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)の運用状況

(2021年9月19日現在)

資産の種類	残高(百万円)	投資比率(%) 6
主たる運用	186,853	51.81%
金銭信託受益権	83,738	23.21%
金銭信託以外の金銭の信託受益権	63,559	17.62%
金銭債権等信託受益権	39,556	10.96%
余資運用	173,783	48.18%
銀行勘定貸( 4)	173,783	48.18%
その他資産	0	0.00%
差入担保金( 5)	0	0.00%
資産合計	360,637	100.00%

- 4 余資運用として、当行銀行勘定に貸付けている金額です。
- 5 非清算集中店頭デリバティブ取引に関する証拠金規制への対応として差し入れている、金利スワップ取引に関する証拠金の金額です。
- 6 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高比率をいいます。また、投資比率は原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

## 格付け別の運用資産構成

(2021年9月19日現在)

格付	残高(百万円)	投資比率(%) 7
AAA格	166,753	89.24%
a-1+格	20,100	10.75%

7 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高比率をいいます。また、投資比率は原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

## 裏付資産別の運用資産構成

(2021年9月19日現在)

裏付資産	残高(百万円)	投資比率(%) 8
リース料債権	103,414	55.34%
自動車ローン	58,497	31.30%
ショッピングクレジット債権	24,764	13.25%
その他	177	0.09%

8 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高比率をいいます。また、投資比率は原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

(記載上の注意)上記の各記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 【損失及び延滞の状況】

2021年9月25日前5年以内に終了した計算期間について、信託財産を構成する資産に、損失及び延滞は発生していません。

## (3) 【収益状況の推移】

2021年9月25日前5年以内に終了した計算期間について、当信託の信託財産を構成する資産の運用利回りの推移は以下のとおりです。

(2021年9月25日現在)

計算期間	運用利回り( 9 )
2021年3月26日～2021年9月25日	0.106%
2020年9月26日～2021年3月25日	0.098%
2020年3月26日～2020年9月25日	0.090%
2019年9月26日～2020年3月25日	0.090%
2019年3月26日～2019年9月25日	0.083%
2018年9月26日～2019年3月25日	0.083%
2018年3月26日～2018年9月25日	0.077%
2017年9月26日～2018年3月25日	0.076%
2017年3月26日～2017年9月25日	0.076%
2016年9月26日～2017年3月25日	0.076%
2016年3月26日～2016年9月25日	0.084%

9 運用利回りとは、信託財産を構成する資産から生じる受取総額を信託金の各計算期間における信託元本の平均残高で除して年率に換算した数値を意味します。

## (4) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

## 5 【投資リスク】

(1) 当信託の運用成果に影響を与える主なリスク(元本割れの原因になり得るリスク要因)としては、以下のものがあります。

### 金利変動リスク

市場金利が上昇した場合、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて運用対象とする固定金利型の信託受益権、資産担保証券、国債等の価格が下落することにより、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、市場金利が低下した場合、運用対象資産から生じる収益が低下するため、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

### 信用リスク

「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて運用対象とする信託受益権等の裏付けとなる金銭債権(自動車ローン等)に当初の予想を超えた不良債権が発生した場合、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、運用対象とするコールローン等の取引の相手方や、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて運用対象とする公社債等の発行体、コールローン等や金利スワップ契約等の取引の相手方の信用状況等に問題が生じた場合、発行体等からの元利金の支払いがとどこおることにより、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

### 流動性リスク

一時期に想定を超える大量の中途解約が発生するなどにより支払準備のための資金が著しく不足した場合、解約請求に対する支払いができなくなるおそれがあります。また、支払準備のための資金が不足し、換金処分のため運用対象資産を売却する際、本来の評価額よりも安い価格での売却となり、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

### 管理委託先にかかるリスク

「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて運用対象とする信託受益権等の裏付けとなる金銭債権(自動車ローン等)の回収業務等を委託している信販会社等管理委託先が、営業停止などにより債権回収が困難となり、やむを得ず信託受益権を売却した場合、本来の評価額よりも安い価格での売却となり、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、債権回収後に管理委託先が破綻等し、回収代金を受託者(当行)が受領できない場合、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

### 支払停止・強制終了について

上記 ~ のリスク等により、以下の事由が生じた場合、解約を制限すること(支払停止)があります。さらに、必要があると認めた場合には、信託財産を換金処分のうえ各受益者に按分して交付し、信託を終了する手続きを行うこと(強制終了)があります。

- (a) 合同運用財産の計算期日において信託損失が発生したとき、または計算期間において信託損失が発生することが明らかであると当行が認めた場合
- (b) 合同運用財産の総額が6ヶ月間連続して100億円を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当行が認めた場合
- (c) 即時換金可能な資産が減少し、各受益者からの解約のお申し出に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めた場合
- (d) 合同運用財産に属する資産に元本毀損が生じたとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めた場合
- (e) 「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の強制終了が決定された場合

なお、合同運用財産には取引所の相場がない資産(信託受益権等)が含まれていますが、これらの資産は資金化が困難である等の理由により、本来の評価額を大幅に下回る価額でしか換金処分できなくなるおそれがあります。そこで取引所の相場がない資産の売却にあたっては、当行は複数の購入希望者より価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することとします。

## (2) 投資リスクに対する管理体制について

投資リスクに対する管理体制については、「第1 信託財産の状況」 - 「3 信託の仕組み」 - 「信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」 - (d)運用管理体制及びリスク管理体制についてをご参照願います。

## 6 【信託財産の経理状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当信託の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当信託は、当特定期間(自 2021年3月26日 至 2021年9月25日)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前特定期間 (2021年3月25日現在)	当特定期間 (2021年9月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
銀行勘定貸	5,219	5,442
合同運用口信託受益権	46,880	49,030
流動資産合計	52,099	54,472
資産合計	52,099	54,472
<b>負債の部</b>		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1、2 52,091	1、2 54,465
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7	6
利益剰余金合計	3 7	3 6
元本等合計	52,099	54,472
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4 0	4 0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	52,099	54,472
負債純資産合計	52,099	54,472

## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前特定期間 (自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日)	当特定期間 (自 2021年 3月26日 至 2021年 9月25日)
営業収益		
受取利息	13	14
受取配当金	11	14
営業収益合計	25	28
営業費用		
受託者報酬	17	21
その他営業費用	0	0
営業費用合計	17	21
営業利益	7	6
経常利益	7	6
税引前当期純利益	7	6
当期純利益	7	6



## 【注記表】

## (重要な会計方針)

1 信託受益権の評価基準及び評価方法	信託受益権の評価は、その他有価証券で時価のあるものについて、決算日時点の合理的に算定された価格に基づく時価法により行なっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2 その他	本財務諸表に係る特定期間(信託の計算期間)は、2021年3月26日から2021年9月25日までとなっております。

## (重要な会計上の見積り)

該当事項はございません。

## (未適用の会計基準等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)</li> <li>・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)</li> <li>・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)</li> </ul>
<p>1 概要</p> <p>国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融商品に関する会計基準」における金融商品</li> </ul> <p>2 適用予定日</p> <p>2022年3月期の期首より適用予定であります。</p> <p>3 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。</p>

## (貸借対照表関係)

前特定期間 (自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)	当特定期間 (自 2021年3月26日 至 2021年9月25日)
1 元本は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第61条に定める資本金であります。	1 元本は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第61条に定める資本金であります。

## 2、 3、 4 純資産の変動

前特定期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

(単位:百万円)

	元本等			元本等合計	評価・換算差額等	評価・換算差額等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金					
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	51,289	7	7	51,296	0	0	51,296
当期変動額							
当期新規信託に伴う元本増加額	6,381	-	-	6,381	-	-	6,381
剰余金の配当に伴う元本組入額	6	6	6	-	-	-	-
当期終了に伴う元本減少額	5,585	-	-	5,585	-	-	5,585
当期終了に伴う当期利益の分配金	-	0	0	0	-	-	0
剰余金の配当	-	0	0	0	-	-	0
当期純利益	-	7	7	7	-	-	7
元本等以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	0	0	0
当期変動額合計	802	0	0	802	0	0	802
当期末残高	52,091	7	7	52,099	0	0	52,099

## 2、 3、 4 純資産の変動

当特定期間(自 2021年3月26日 至 2021年9月25日)

(単位:百万円)

	元本等			元本等合計	評価・換算差額等	評価・換算差額等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金					
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	52,091	7	7	52,099	0	0	52,099
当期変動額							
当期新規信託に伴う元本増加額	7,517	-	-	7,517	-	-	7,517
剰余金の配当に伴う元本組入額	6	6	6	-	-	-	-
当期終了に伴う元本減少額	5,150	-	-	5,150	-	-	5,150
当期終了に伴う当期利益の分配金	-	0	0	0	-	-	0
剰余金の配当	-	0	0	0	-	-	0
当期純利益	-	6	6	6	-	-	6
元本等以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	0	0	0
当期変動額合計	2,373	0	0	2,372	0	0	2,372
当期末残高	54,465	6	6	54,472	0	0	54,472

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品に対する取組み方針

当信託は、委託者の信託金を、当信託の信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、元本の安全性に配慮し、金利環境に応じた安定配当の実現を目的として、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」(以下「マザーファンド」)を通じて、主に、自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした取得時点において格付機関より最も信用力が高いことを意味する最上級の格付が付与された信託受益権などに運用します。

## 金融商品の内容及びリスク

当信託が運用する当特定期間の金融商品の内容及びリスクは以下の通りです。

## a. 銀行勘定貸

当信託は、合同運用財産の一部を、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、銀行勘定貸に運用します。銀行勘定貸とは、合同運用財産に属する金銭を受託者の銀行勘定で運用することをいいます。銀行勘定貸には信用リスクがあり、運用先である受託者の信用状況が悪化した場合、投資した金銭の一部または全部が毀損することがあります。

## b. 合同運用口信託受益権

マザーファンドのA受益権(以下「A受益権」)を通じて、マザーファンドの信託約款に基づく他の信託金と合同して運用します。

A受益権には、主に以下のリスクがあります。

## イ. 金利変動リスク

市場金利が上昇した場合、マザーファンドを通じて運用対象とする固定金利型の信託受益権の価格が下落することにより、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、市場金利が低下した場合、運用対象資産から生じる収益が低下するため、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

## ロ. 信用リスク

マザーファンドを通じて運用対象とする信託受益権の裏付けとなる金銭債権(自動車ローン等)に当初の予想を超えた不良債権が発生した場合、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

## ハ. 流動性リスク

換金処分のため運用対象資産である信託受益権を売却する際、本来の評価額よりも安い価格での売却となり、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

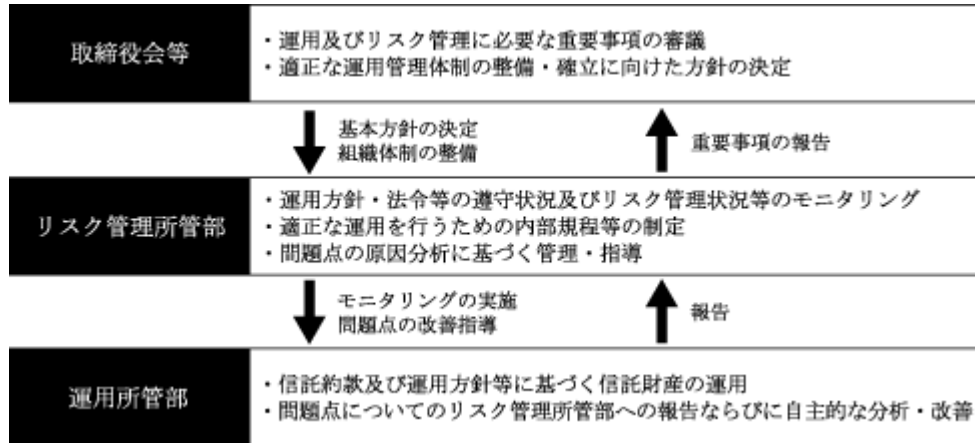
## ニ. 管理委託先にかかるリスク

マザーファンドを通じて運用対象とする信託受益権の裏付けとなる金銭債権(自動車ローン等)の回収業務等を委託している信販会社等管理委託先が、営業停止などにより債権回収が困難となり、やむを得ず信託受益権を売却した場合、本来の評価額よりも安い価格での売却となり、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、債権回収後に管理委託先が破綻等し、回収代金を受託者(当行)が受領できない場合、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

### 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制については、以下の体制で運営します。

運用所管部は、信託約款及び運用方針等に基づき信託財産の運用を行います。運用において問題が生じた場合にはリスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。リスク管理所管部は、運用方針・法令等の遵守状況及び運用の状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部に対し改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、問題点の原因分析に基づいて、運用所管部を管理・指導します。取締役会等は、運用所管部・リスク管理所管部からの報告に基づき、運用及びリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。



#### イ．金利変動リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドの信託受益権等、資産サイドの金利感応度、元本等の負債サイドの金利感応度、金利スワップの金利感応度を計測し、運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しています。

上記金利感応度として、ベース・ポイント・バリュ（指標となる金利が1ベースポイント(0.01%)上昇した場合の当信託時価変動額)を算出し、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当特定期間の末日( )現在、ベース・ポイント・バリュは812千円(前特定期間末は417千円)であり、指標となる金利が1ベースポイント(0.01%)上昇した場合、マザーファンド全体の時価は、812千円増加するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が、一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においては、算出額を超える影響が生じることもあります。

当特定期間の末日が休日の場合は、その前営業日基準とする。

#### ロ．信用リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドにて保有する信託受益権等を、取得時点において格付機関(R&I、JCR、ムーディーズ、S&P等)より長期AAA格または短期a-1+格以上の格付けを取得しているものに限定し、運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しています。

#### ハ．流動性リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、総資産残高に占める余資比率を計測し、運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しています。

## 二．管理委託先にかかるリスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドを通じて管理委託先毎に、運用残高や総資産残高に占める運用比率を計測し、運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しています。

### 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

### 貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前特定期間(2021年3月25日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
a. 銀行勘定貸	5,219	5,219	-
b. 合同運用口信託受益権 其他有価証券	46,880	46,880	-
合計	52,099	52,099	-

当特定期間(2021年9月25日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
a. 銀行勘定貸	5,442	5,442	-
b. 合同運用口信託受益権 其他有価証券	49,030	49,030	-
合計	54,472	54,472	-

### 時価の算定方法

#### a. 銀行勘定貸

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### b. 合同運用口信託受益権

信託受益権の評価については、市場価格はないが、随時解約可能な商品であるため、時価として「解約換金価額」を算定し、計上しております。なお、「解約換金価額」は、基準日における「信託元本金額」と「未収配当金」の合計として算出しております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前特定期間(2021年3月25日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超
銀行勘定貸	5,219	-	-
合計	5,219	-	-

当特定期間(2021年9月25日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超
銀行勘定貸	5,442	-	-
合計	5,442	-	-

(有価証券関係)

## 1. 合同運用口信託受益権(その他有価証券)

前特定期間(2021年3月25日現在)

(単位：百万円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	信託受益権	46,880	46,880	0
	小計	46,880	46,880	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	信託受益権	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		46,880	46,880	0

当特定期間(2021年9月25日現在)

(単位：百万円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	信託受益権	49,030	49,030	0
	小計	49,030	49,030	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	信託受益権	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		49,030	49,030	0

## 2. 特定期間中に売却した合同運用口信託受益権(その他有価証券)

前特定期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
合同運用口信託受益権	41,970	-	-

当特定期間(自 2021年3月26日 至 2021年9月25日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
合同運用口信託受益権	26,600	-	-

## (関連当事者との取引)

前特定期間 (自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)	当特定期間 (自 2021年3月26日 至 2021年9月25日)
該当事項はございません	同左

## (1単位当たり情報)「\*1単位=1円」

	前特定期間 (自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)	当特定期間 (自 2021年3月26日 至 2021年9月25日)
1単位当たり純資産額	1.0001	1.0001
1単位当たり当期純利益額	0.0001	0.0001

## (重要な後発事象)

当特定期間 (自 2021年3月26日 至 2021年9月25日)
該当事項はございません

## (記載上の注意)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第2 【証券事務の概要】

### 1 受益者の変更

当信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。

### 2 受益者に対する特典

ございません。

### 3 受益権の譲渡・質入

当信託の受益権は、当行の承諾がなければ譲渡または質入することができません。

当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者が当信託の信託約款に同意することを条件とします。

### 4 受益者への報告事項

以下に掲げる書面について、受益者へ手交または郵送等によりお渡しします。

- (1) 収益金の分配に関する書面
- (2) 信託終了時の最終計算に関する書面
- (3) 信託財産の状況を記載した書面
- (4) 信託財産と当行の銀行勘定、当信託の信託業務の委託先、利害関係人、または他の信託財産との取引の状況を記載した書面



### 第3 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

#### 1 【受託者の状況】

##### (1) 【受託者の概況】

資本金の額（2021年9月末日現在）

資本金	247,369 百万円
発行する株式の総数	15,854,803,547 株
発行済株式の総数	8,870,501,392 株

過去5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

受託者の機構

(a) 会社の機関内容（2021年6月24日現在）

当行は「みずほフィナンシャルグループ」（以下、「当グループ」という場合があります）の一員であり、当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、銀行・信託・証券・アセットマネジメント・リサーチ&コンサルティングにわたるグループ横断的なビジネス戦略推進単位毎に、持株会社が戦略・施策や業務計画の策定を行うことで、お客さまニーズへの適応力強化を一段と進め、企業価値の極大化に取り組んでおります。

社外取締役が過半を占める監査等委員会が、取締役の職務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使することで、経営に対するモニタリング機能を強化し、監査・監督の実効性を向上させます。また、個別の業務執行に係る決定権限を、取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任することで、意思決定の迅速化を図るとともに、特に重要性の高い事項について取締役会の審議の充実を図っております。

<取締役及び取締役会>

当行の取締役会は、8名の取締役に構成され、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割としております。

当行は、取締役会の監督機能強化のため、コーポレート・ガバナンス等の専門的知見や経験が豊富な社外取締役3名を招聘しております。当該社外取締役は、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営から独立した立場で必要な助言を適宜行っており、当行取締役会の意思決定機能や経営の監督機能の向上が図れております。

<監査等委員会>

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成しております。監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、当行及び当行子会社の内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、監査報告の作成を行っております。

#### <業務執行>

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。業務執行においては、社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、当行の業務執行全般を統括しております。

なお、社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、取締役会で決議することを要する事項等、業務執行に関する重要な事項を審議しております。

#### (b)運用の意思決定機構

##### 1) 運用方針、リスク管理の運営要領等の策定

当行の業務執行機関の一環として設置される経営政策委員会の規程に基づき、信託商品の運用管理に関する会議を開催し、信託財産運用に係る重要な方針として、運用方針の制改定について審議・決定します。

また、信託財産運用に係るリスク管理の詳細を定めた運営要領の制改定について審議・決定します。

##### 2) 運用執行

運用所管部は、信託約款、及び運用商品の運用管理に関する会議において決定した運用方針等に基づき信託財産を運用します。

また、リスク管理の詳細を定めた運営要領等に従い、各種リスク指標を計測し、計測結果をリスク管理所管部へ報告します。運用において問題が生じた場合には、リスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。

##### 3) リスクモニタリング

運用部門から独立したリスク管理所管部は、運用方針・法令等の遵守状況及び運用状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部に改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、問題点の原因分析に基づいて、運用所管部を管理・指導します。取締役会等は、運用所管部・リスク管理所管部からの報告に基づき、運用及びリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。

上記体制は、2021年12月24日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## (2) 【事業の内容及び営業の概況】

当行は、個人・事業法人・金融法人・公共法人を主要なお客さまとし、信託業務を中心に、銀行業務その他金融サービスをご提供しております。

当行が受託する信託財産は以下の通りです。

科 目	2021年9月30日
	金額(百万円)
金銭信託	27,421,391
年金信託	3,820,541
財産形成給付信託	4,695
投資信託	21,598,683
金銭信託以外の金銭の信託	2,148,355
有価証券の信託	14,390,853
金銭債権の信託	21,351,294
土地及びその定着物の信託	512,918
包括信託	15,124,077
その他の信託	5,413
合計	106,378,224

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

### (3) 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。  
なお、当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号。以下「改正府令」という)附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。  
なお、当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)は、改正府令附則第2条第1項ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容把握や変更等について適切に対応するために、公益財団法人財務会計基準機構、一般社団法人全国銀行協会及び一般社団法人信託協会等の関係諸団体へ加入し情報収集を図るとともに、同機構等の行う研修に参加しております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告を行っております。

## 1〔連結財務諸表等〕

## (1)〔連結財務諸表〕

## 〔連結貸借対照表〕

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	1,852,175	2,131,540
コールローン及び買入手形	14,678	22,134
債券貸借取引支払保証金	198,053	-
買入金銭債権	32,493	26,092
特定取引資産	169,750	130,476
金銭の信託	7,125	9,804
有価証券	1,895,429	1,831,185
貸出金	3,456,789	3,351,338
外国為替	7,865	5,446
その他資産	837,233	832,125
有形固定資産	10,118,903	10,110,605
建物	9,527	7,493
土地	66,744	65,721
リース資産	305	10
建設仮勘定	10,597	27,237
その他の有形固定資産	2,728	2,142
無形固定資産	45,267	38,183
ソフトウェア	27,932	25,023
のれん	13,328	12,461
リース資産	25	0
その他の無形固定資産	3,981	697
退職給付に係る資産	94,017	124,511
繰延税金資産	602	655
支払承諾見返	14,773	14,019
貸倒引当金	4,359	4,733
<b>資産の部合計</b>	<b>7,204,451</b>	<b>6,596,386</b>
<b>負債の部</b>		
預金	83,151,922	82,977,944
譲渡性預金	664,780	618,380
コールマネー及び売渡手形	807,706	581,838
債券貸借取引受入担保金	8289,789	8-
特定取引負債	170,146	131,235
借入金	8255,860	8375,082
外国為替	23	-
社債	1210,000	12-
信託勘定借	1,055,510	1,160,608
その他負債	151,977	27,189
賞与引当金	3,771	4,731
変動報酬引当金	368	380
退職給付に係る負債	1,459	989
役員退職慰労引当金	291	219
睡眠預金払戻損失引当金	1,907	1,558
移転損失引当金	-	4,814
繰延税金負債	11,721	33,897
支払承諾	14,773	14,019
<b>負債の部合計</b>	<b>6,592,010</b>	<b>5,932,890</b>

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	18,895	17,825
利益剰余金	276,315	290,952
株主資本合計	542,581	556,147
その他有価証券評価差額金	50,597	68,501
繰延ヘッジ損益	4,615	2,579
為替換算調整勘定	1,077	574
退職給付に係る調整累計額	18,583	40,802
その他の包括利益累計額合計	65,643	107,298
非支配株主持分	4,216	48
純資産の部合計	612,440	663,495
負債及び純資産の部合計	7,204,451	6,596,386

〔連結損益計算書及び連結包括利益計算書〕

〔連結損益計算書〕

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	251,942	227,377
信託報酬	59,131	55,961
資金運用収益	39,257	33,125
貸出金利息	24,635	21,229
有価証券利息配当金	11,709	9,436
コールローン利息及び買入手形利息	170	29
債券貸借取引受入利息	28	4
預け金利息	2,592	1,886
その他の受入利息	121	538
役務取引等収益	103,463	98,679
特定取引収益	1,526	1,657
その他業務収益	24,319	11,911
その他経常収益	24,244	26,042
償却債権取立益	299	0
その他の経常収益	1 23,945	1 26,041
経常費用	192,661	181,033
資金調達費用	14,008	8,661
預金利息	1,151	444
譲渡性預金利息	51	54
コールマネー利息及び売渡手形利息	572	83
売現先利息	288	-
債券貸借取引支払利息	2,700	538
借用金利息	3,471	1,411
社債利息	224	162
その他の支払利息	5,548	6,133
役務取引等費用	35,503	35,263
特定取引費用	20	-
その他業務費用	11,459	3,714
営業経費	100,475	99,879
その他経常費用	31,193	33,513
貸倒引当金繰入額	1,518	382
その他の経常費用	2 29,675	2 33,130
経常利益	59,280	46,344
特別利益	907	16,940
固定資産処分益	907	5
退職給付信託返還益	-	10,365
過去勤務費用処理額	-	6,569
特別損失	701	1,989
固定資産処分損	295	1,224
減損損失	405	434
確定拠出年金移行差損	-	331
税金等調整前当期純利益	59,486	61,295
法人税、住民税及び事業税	13,266	10,646
法人税等調整額	3,987	6,274
法人税等合計	17,254	16,921
当期純利益	42,232	44,374
非支配株主に帰属する当期純利益	725	93
親会社株主に帰属する当期純利益	41,507	44,281

## 〔連結包括利益計算書〕

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	42,232	44,374
その他の包括利益	1 32,429	1 41,702
その他有価証券評価差額金	27,079	17,944
繰延ヘッジ損益	3,007	2,036
為替換算調整勘定	95	502
退職給付に係る調整額	2,246	22,224
包括利益	9,803	86,076
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,234	85,936
非支配株主に係る包括利益	569	139



## 〔連結株主資本等変動計算書〕

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	247,369	18,895	258,632	524,897
当期変動額				
剰余金の配当			23,823	23,823
親会社株主に帰属する当期純利益			41,507	41,507
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	17,683	17,683
当期末残高	247,369	18,895	276,315	542,581

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	77,588	1,608	1,173	20,762	97,916	3,651	626,465
当期変動額							
剰余金の配当							23,823
親会社株主に帰属する当期純利益							41,507
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	26,991	3,007	95	2,178	32,272	564	31,708
当期変動額合計	26,991	3,007	95	2,178	32,272	564	14,024
当期末残高	50,597	4,615	1,077	18,583	65,643	4,216	612,440

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	247,369	18,895	276,315	542,581
当期変動額				
剰余金の配当			21,903	21,903
親会社株主に帰属する当期純利益			44,281	44,281
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,069		1,069
連結除外に伴う利益剰余金減少額			7,740	7,740
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	1,069	14,636	13,566
当期末残高	247,369	17,825	290,952	556,147

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	50,597	4,615	1,077	18,583	65,643	4,216	612,440
当期変動額							
剰余金の配当							21,903
親会社株主に帰属する当期純利益							44,281
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							1,069
連結除外に伴う利益剰余金減少額							7,740
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,903	2,036	502	22,218	41,655	4,168	37,487
当期変動額合計	17,903	2,036	502	22,218	41,655	4,168	51,054
当期末残高	68,501	2,579	574	40,802	107,298	48	663,495

## 〔連結キャッシュ・フロー計算書〕

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	59,486	61,295
減価償却費	7,915	8,370
減損損失	405	434
のれん償却額	866	866
持分法による投資損益(は益)	53	46
貸倒引当金の増減( )	1,227	373
賞与引当金の増減額(は減少)	163	960
変動報酬引当金の増減額(は減少)	99	12
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	10,096	9,710
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	156	1,559
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3	71
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	173	348
移転損失引当金の増減( )	-	4,814
資金運用収益	39,257	33,125
資金調達費用	14,008	8,661
有価証券関係損益( )	13,995	15,430
金銭の信託の運用損益(は運用益)	291	417
為替差損益(は益)	1,172	12,605
固定資産処分損益(は益)	611	1,218
退職給付制度改定関連損益(は益)	-	6,237
退職給付信託返還損益(は益)	-	10,365
特定取引資産の純増( )減	58,083	39,274
特定取引負債の純増減( )	63,049	38,910
貸出金の純増( )減	16,346	7,637
預金の純増減( )	185,817	169,847
譲渡性預金の純増減( )	98,670	46,400
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	123,846	119,222
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増( )減	34,158	41,652
コールローン等の純増( )減	16,061	1,054
債券貸借取引支払保証金の純増( )減	134,062	198,053
コールマネー等の純増減( )	161,596	225,868
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	72,456	289,789
外国為替(資産)の純増( )減	3,792	2,419
外国為替(負債)の純増減( )	23	23
信託勘定借の純増減( )	46,563	105,097
資金運用による収入	41,538	35,751
資金調達による支出	12,910	11,407
その他	180,961	27,285
小計	486,106	248,493
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	14,318	12,955
営業活動によるキャッシュ・フロー	500,425	261,449

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	4,258,329	2,582,021
有価証券の売却による収入	3,695,836	2,808,260
有価証券の償還による収入	506,213	341,011
金銭の信託の増加による支出	2,880	4,132
金銭の信託の減少による収入	453	1,515
有形固定資産の取得による支出	67,913	19,716
無形固定資産の取得による支出	10,164	8,110
有形固定資産の売却による収入	1,082	5
無形固定資産の売却による収入	7,765	4,451
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>127,936</b>	<b>541,263</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付社債の償還による支出	-	10,000
配当金の支払額	23,823	20,815
非支配株主への配当金の支払額	4	4
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	-	40
子会社の自己株式の取得による支出	-	5,414
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>23,827</b>	<b>36,193</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>187</b>	<b>652</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	652,377	242,967
現金及び現金同等物の期首残高	2,423,432	1,771,054
現金及び現金同等物の期末残高	1,177,054	1,201,022

## 〔注記事項〕

## (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社 11社

## 主要な会社名

みずほ不動産販売株式会社

Mizuho Trust &amp; Banking (Luxembourg) S.A.

みずほリアルティOne株式会社

## (連結の範囲の変更)

株式会社みずほトラストシステムズは、当行が保有する同社株式を株式会社みずほフィナンシャルグループに現物配当したことにより、子会社に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

## (2) 非連結子会社

該当ありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

## (2) 持分法適用の関連会社 2社

日本株主データサービス株式会社

日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社

## (3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

## (4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

## (1) 連結子会社の決算日は次の通りであります。

12月末日 2社

3月末日 9社

## (2) 連結財務諸表の作成に当っては、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

## (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

## (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

## (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

## (5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

## (6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当連結会計年度末におけるその金額は299百万円（前連結会計年度末は368百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

## (7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## (8) 変動報酬引当金の計上基準

当行の役員及び執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当連結会計年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額を計上しております。

## (9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## (11) 移転損失引当金の計上基準

移転損失引当金は、本店の移転に伴う損失に備えるため、不動産賃貸借契約の解約不能期間において発生すると見込まれる損失額を計上しております。

## (12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次の通りであります。

過去勤務費用：その発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

## (14) 重要なヘッジ会計の方法

## (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下の通り行っております。

( ) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

( ) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

## (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

## (ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

## (15) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。なお、金額に重要性が乏しいのれんについては、発生年度に全額償却しております。

## (16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

## (17) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

## (重要な会計上の見積り)

## 1. 貸倒引当金

## (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金 4,733百万円

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## 算出方法

「会計方針に関する事項」「(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお、損失発生の可能性が高いと判断された信用リスクの特性が類似するポートフォリオにおいては、予想損失額の必要な修正を行っております。ポートフォリオの損失発生の可能性については、信用リスク管理の枠組みも活用し、外部環境の将来見込み等を踏まえて判断しております。

## 主要な仮定

主要な仮定は、「内部格付の付与及びキャッシュ・フロー見積法に使用する与信先の将来の業績見通し」及び「予想損失額の必要な修正等に使用する外部環境の将来見込み」であります。

「内部格付の付与及びキャッシュ・フロー見積法に使用する与信先の将来の業績見通し」は、与信先の業績、債務履行状況、業種特性や事業計画の策定及び進捗状況等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた収益獲得能力等に基づき設定しております。

「予想損失額の必要な修正等に使用する外部環境の将来見込み」は、マクロ経済シナリオ等に基づき設定しております。

具体的には、当連結会計年度においては、GDP成長率の予測、及び業種ごとの事業環境の将来見通し等を含む新型コロナウイルス感染症の長期化影響を踏まえたシナリオを用いております。

## 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

国内外の景気動向、特定の業界における経営環境の変化等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等が生じ、与信関係費用の増加による追加的損失が発生する可能性があります。

## 2. 金融商品の時価評価

## (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

「(金融商品関係)」「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」「(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品」に記載しております。

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## 算出方法

「(金融商品関係)」「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明」に記載しております。

## 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、金利、為替レート等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、割引率等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

## 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

## 3. 退職給付に係る資産および負債

## (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

「(退職給付関係)」に記載しております。



## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## 算出方法

当行及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度や退職一時金制度を設けております。退職給付に係る資産及び負債は、死亡率、退職率、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、予定昇給率など、いくつかの年金数理上の仮定に基づいて計算されております。

## 主要な仮定

主要な仮定は、「年金数理上の仮定」であります。死亡率、退職率、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、予定昇給率など、いくつかの年金数理上の仮定に基づいて退職給付に係る資産及び負債の金額を計算しております。

## 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

実際の結果との差異や主要な仮定の変更が、翌連結会計年度の連結財務諸表において退職給付に係る資産及び負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (会計方針の変更)

## (時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という）等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち国内株式は原則として連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により評価しておりましたが、当連結会計年度末より連結決算日の市場価格により評価しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当行は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

## (表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度末から適用し、「重要な会計上の見積り」を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

## (追加情報)

## 1. 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、2021年度より株式会社みずほフィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用することについて国税庁長官の承認を受けたため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

## 2. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて繰延税金資産及び繰延税金負債の額を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

## 1. 関連会社の株式の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	3,424百万円	3,470百万円

## 2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	167,332百万円	-百万円
当連結会計年度末に当該処分をせずに 所有している有価証券	30,448百万円	-百万円

## 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	16百万円	17百万円
延滞債権額	4,316百万円	6,746百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,844百万円	1,070百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
合計額	6,176百万円	7,834百万円

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	106百万円	146百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	466,856百万円	- 百万円
貸出金	265,151 "	272,915 "
計	732,007 "	272,915 "
担保資産に対応する債務		
預金	2,057 "	1,127 "
債券貸借取引受入担保金	282,785 "	- "
借入金	255,860 "	75,082 "

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有価証券	226百万円	204百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金及び金融商品等差入担保金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
先物取引差入証拠金	2,782百万円	2,000百万円
保証金	8,262百万円	6,843百万円
金融商品等差入担保金等	117,650百万円	115,946百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	1,386,583百万円	1,414,125百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,099,230百万円	1,103,446百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 10. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	32,912百万円	26,591百万円

## 11. 有形固定資産の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
圧縮記帳額	848百万円	838百万円

## 12. 社債は全額劣後特約付社債であります、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
劣後特約付社債	10,000百万円	- 百万円

## 13. 元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
金銭信託	883,781百万円	842,669百万円

(連結損益計算書関係)

## 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却益	11,861百万円	14,036百万円
株式関連派生商品収益	3,216百万円	- 百万円

## 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却損	8,175百万円	5,036百万円
移転損失引当金繰入額	- 百万円	4,814百万円
株式関連派生商品費用	- 百万円	4,462百万円
システム移行関連費用	1,365百万円	- 百万円

(連結包括利益計算書関係)

## 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期発生額	19,729	38,951
組替調整額	13,979	15,491
税効果調整前	33,708	23,459
税効果額	6,629	5,514
その他有価証券評価差額金	27,079	17,944
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期発生額	4,949	1,645
組替調整額	615	1,287
税効果調整前	4,333	2,932
税効果額	1,326	896
繰延ヘッジ損益	3,007	2,036
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期発生額	95	502
組替調整額	-	-
税効果調整前	95	502
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	95	502
<b>退職給付に係る調整額</b>		
当期発生額	1,024	39,884
組替調整額	4,272	7,804
税効果調整前	3,247	32,080
税効果額	1,000	9,856
退職給付に係る調整額	2,246	22,224
その他の包括利益合計	32,429	41,702

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	955,717	-	-	955,717	

## 2. 配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日取締役会	普通株式	23,823	3.01	2019年3月31日	2019年6月3日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	20,815	利益剰余金	2.63	2020年3月31日	2020年6月5日



当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	955,717	-	-	955,717	

## 2. 配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日取締役会	普通株式	20,815	2.63	2020年3月31日	2020年6月5日
2020年12月9日臨時株主総会	普通株式	1,087	-(注)	-	2021年1月1日

(注) 配当財産のすべてを当行の一人株主である株式会社みずほフィナンシャルグループに対して割り当てることとしており、1株当たりの配当額は定めておりません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	22,161	利益剰余金	2.80	2021年3月31日	2021年6月4日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	1,852,175百万円	2,131,540百万円
中央銀行預け金を除く預け金	81,120 "	117,518 "
現金及び現金同等物	1,771,054 "	2,014,022 "

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (借手側)

## リース資産の内容

## (ア) 有形固定資産

主として、什器・備品であります。

## (イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

## リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

## (1) 借手側

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	3,686	3,777
1年超	8,006	5,180
合計	11,692	8,957

## (2) 貸手側

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内		239
1年超		838
合計		1,077

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

信託銀行業を中心とする当行グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金や、国債、株式などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少又は消失し損失を被るリスク（信用リスク）、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（市場リスク）及び、市場の混乱等で市場において取引ができなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）に晒されております。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っております。これらの資金調達手段は、市場の混乱や当行グループの財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

このほか、当行グループが保有する金融資産・負債に係る金利リスクコントロール（ALM）として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しております。ALM目的として保有するデリバティブ取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスク又は、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により、高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的としても保有しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## リスク管理への取り組み

当行グループでは、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてそのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の1つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでおります。

当行では、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性及び適切性の監査の実施等を内容とした、当行グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しております。当行グループは、この基本方針に則り様々な手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めております。

## 総合的なリスク管理

当行グループでは、当行グループが保有する様々な金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

また、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、リスク単位毎にリスクキャピタルを配賦し、リスク上限としてリスク制御を行うとともに、当行グループ全体として保有するリスクが当行グループの財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当行は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等で報告をしております。

### 信用リスクの管理

当行では、取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定しております。また、経営政策委員会である「BSリスクマネジメント委員会」や「クレジット委員会」において、当行グループのクレジットポートフォリオ運営、与信先に対する取引方針等について総合的に審議・調整を行っております。リスク管理グループ長は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管しております。与信企画部は、与信管理の企画・運営並びに信用リスクの計測・モニタリング等を行っております。審査担当役員は、審査に関する事項を所管し、主に個別与信の観点から信用リスク管理を行っております。審査担当各部署は、当行で定めた権限体系に基づき、取引先の審査、管理、回収等に関する事項につき、方針の決定や個別案件の決裁を行っております。また、業務部門から独立した内部監査グループの業務監査部において、信用リスク管理の適切性等を検証しております。

当行グループの信用リスク管理は、相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額（＝信用コスト）、一定の信頼区間における最大損失額（＝信用V A R）、及び信用V A Rと信用コストとの差額（＝信用リスク量）を計測し、保有ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しております。また、特定企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」を制御するためにガイドラインを設定しています。

### 市場リスクの管理

当行では、取締役会が市場リスク管理に関する重要事項を決定しております。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「BSリスクマネジメント委員会」を設置し、ALM運営・リスク計画・市場リスク管理に関する事項、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議等を行っております。さらに、市場性業務に関しては、フロントオフィス（市場部門）やバックオフィス（事務管理部門）から独立したミドルオフィス（リスク管理専担部署）を設置し相互に牽制が働く態勢としております。

リスク管理グループ長は市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管しております。リスク統括部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等の実務を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行っております。リスク統括部は、当行グループ全体の市場リスク状況を把握・管理するとともに、社長への日次報告や、取締役会及び経営会議等に対する定期的な報告を行っております。

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、V A Rとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としております。トレーディング業務及びバンキング業務については、V A Rによる限度及び損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。

このようにV A Rに加えて、取引実態に応じて10BPV（ベースポイントバリュー）等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、V A Rのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しております。

## 市場リスクの状況

## ・バンキング業務

当行グループのバンキング業務における市場リスク量（V A R）の状況は以下の通りとなっております。

## バンキング業務のV A Rの状況

(単位：億円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年度末日	152	24
最大値	177	315
最小値	85	17
平均値	124	134

## [バンキング業務の定義]

トレーディング業務及び政策保有株式（政策的に保有していると認識している株式及びその関連取引）以外の取引で主として以下の取引

(ア) 預金・貸出等及びそれに係る資金繰りと金利リスクのヘッジのための取引

(イ) 株式（除く政策保有株式）、債券、投資信託等に対する投資とそれらに係る市場リスクのヘッジ取引

なお、流動性預金についてコア預金を認定し、これを市場リスク計測に反映しております。

## [バンキング業務のV A Rの計測手法]

V A R：ヒストリカルシミュレーション法

定量基準： 信頼区間 片側99% 保有期間 1ヵ月 観測期間 3年

## ・トレーディング業務

当行グループのトレーディング業務における市場リスク量（V A R）の状況は以下の通りとなっております。

## トレーディング業務のV A Rの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年度末日	19	50
最大値	72	90
最小値	3	14
平均値	21	35

## [トレーディング業務の定義]

(ア) 短期の転売を意図して保有される取引

(イ) 現実の又は予想される短期の価格変動から利益を得ることや裁定取引による利益を確定することを意図して保有される取引

(ウ) (ア)と(イ)の両方の側面を持つ取引

(エ) 顧客間の取引の取次ぎ業務やマーケット・メイキングを通じて保有する取引

## [トレーディング業務のV A Rの計測手法]

V A R：ヒストリカルシミュレーション法

定量基準： 信頼区間 片側99% 保有期間 1日 観測期間 3年

#### ・政策保有株式

政策保有株式についても、バンキング業務やトレーディング業務と同様に、V A R及びリスク指標などに基づく市場リスク管理を行っております。当連結会計年度末における政策保有株式のリスク指標（株価指数T O P I X 1 %の変化に対する感応度）は15億円（前連結会計年度末は13億円）です。

#### < V A Rによるリスク管理 >

V A Rは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで、保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、統計的な仮定に基づく市場リスク計測手法です。そのため、V A Rの使用においては、一般的に以下の点を留意する必要があります。

- ・ V A Rの値は、保有期間・信頼区間の設定方法、計測手法によって異なること。
- ・ 過去の市場の変動をもとに推計したV A Rの値は、必ずしも実際の発生する最大損失額を捕捉するものではないこと。
- ・ 設定した保有期間内で、保有するポートフォリオの売却、あるいはヘッジすることを前提にしているため、市場の混乱等で市場において十分な取引ができなくなる状況では、V A Rの値を超える損失額が発生する可能性があること。
- ・ 設定した信頼区間を上回る確率で発生する損失額は捉えられていないこと。

また、当行グループでV A Rの計測手法として使用しているヒストリカルシミュレーション法は、リスクファクターの変動及びポートフォリオの時価の変動が過去の経験分布に従うことを前提としております。そのため、前提を超える極端な市場の変動が生じやすい状況では、リスクを過小に評価する可能性があります。

当行グループでは、V A Rによる市場リスク計測の有効性をV A Rと損益を比較するバックテストにより定期的に確認するとともに、V A Rに加えて、リスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、V A Rのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていると認識しております。

#### 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループの流動性リスク管理態勢は、基本的に前述「市場リスクの管理」の市場リスク管理態勢と同様ですが、これに加え、グローバルマーケッツ部門長が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、資金証券部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行っております。資金繰りの状況等については、B Sリスクマネジメント委員会、経営会議及び社長に報告しております。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額等、資金繰りに関する指標を用いております。流動性リスクに関するリミット等は、B Sリスクマネジメント委員会での審議を経て決定しております。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び「懸念時」・「危機時」の対応について定めております。これに加え、当行グループの資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません(注1参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、債券貸借取引支払保証金、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金、信託勘定借は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	32,493	32,598	105
(2) 金銭の信託	5,303	5,303	-
(3) 有価証券			
その他有価証券	937,743	937,743	-
(4) 貸出金	3,353,575		
貸倒引当金(*1)	4,238		
	3,349,337	3,377,435	28,098
資産計	4,324,876	4,353,080	28,203
(1) 預金	3,151,922	3,152,903	980
(2) 借入金	255,860	255,860	-
(3) 社債	10,000	10,135	135
負債計	3,417,783	3,418,898	1,115
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,609		
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,111)		
デリバティブ取引計	498	498	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、貸出金以外の科目に対する貸倒引当金については、貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額してはりましたが、当連結会計年度より貸倒引当金は減額せず、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。



当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	26,092	26,225	132
(2) 金銭の信託	7,700	7,700	-
(3) 有価証券			
その他有価証券	298,519	298,519	-
(4) 貸出金	3,351,338		
貸倒引当金(*1)	4,622		
	3,346,716	3,378,341	31,625
資産計	3,679,028	3,710,786	31,757
(1) 預金	2,977,944	2,979,005	1,061
(2) 借入金	375,082	375,082	-
(3) 社債	-	-	-
負債計	3,353,027	3,354,088	1,061
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,007		
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,767)		
デリバティブ取引計	(759)	(759)	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「金銭の信託」及び「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
市場価格のない株式等(*1)	12,768	12,730
組合出資金等(*2)	5,605	6,039

\*1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

\*2 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合、匿名組合出資を信託財産構成物とする金銭の信託等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3 前連結会計年度において、0百万円減損処理を行っております。  
当連結会計年度において、61百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,844,989	0	-	-	-	-
買入金銭債権	7,482	7,678	6,366	5,405	5,478	81
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるもの	103,376	206,509	99,273	117,732	79,364	96,679
うち国債	69,732	120,000	220	-	-	-
地方債	748	290	-	-	-	-
社債	8,469	12,070	38,359	16,284	7,348	-
外国証券	24,198	73,913	59,801	100,013	71,752	96,679
その他	228	235	892	1,434	264	-
貸出金(*1)	904,518	847,828	622,685	475,286	275,658	223,689
合計	2,860,367	1,062,016	728,324	598,424	360,502	320,450

(\*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない13,466百万円、期間の定めのないもの441百万円は含めておりません。

(2) 科目残高の全額が恒常的に1年以内に償還される予定の金銭債権については記載を省略しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,125,657	-	-	-	-	-
買入金銭債権	4,895	6,919	6,157	4,774	3,344	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	52,845	6,578	56,859	18,418	2,300	-
うち国債	41,028	210	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	3,114	5,861	54,760	18,107	2,109	-
外国証券	8,659	-	-	-	-	-
その他	42	507	2,099	311	191	-
貸出金(*1)	798,377	854,139	712,453	502,120	288,422	189,514
合計	2,981,776	867,637	775,470	525,314	294,068	189,514

( \* 1 ) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,931百万円、期間の定めのないもの379百万円は含めておりません。

( 2 ) 科目残高の全額が恒常的に1年以内に償還される予定の金銭債権については記載を省略しております。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	2,554,507	522,329	75,005	10	69	-
譲渡性預金	524,480	140,300	-	-	-	-
借入金	192,560	63,300	-	-	-	-
社債	10,000	-	-	-	-	-
合計	3,281,548	725,929	75,005	10	69	-

(\*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(2) 科目残高の全額が恒常的に1年以内に返済される予定の有利子負債については記載を省略しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	2,563,663	355,029	59,165	4	80	-
譲渡性預金	558,380	60,000	-	-	-	-
借入金	51,682	323,400	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
合計	3,173,726	738,429	59,165	4	80	-

(\*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(2) 科目残高の全額が恒常的に1年以内に返済される予定の有利子負債については記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	3,583	3,583
有価証券				
その他有価証券				
株式	154,247	-	-	154,247
国債	41,252	-	-	41,252
社債	-	-	84,856	84,856
外国証券	8,659	-	-	8,659
その他	9,500	-	-	9,500
デリバティブ取引				
金利債券関連	-	130,476	-	130,476
通貨関連	-	4	-	4
資産計	213,659	130,481	88,439	432,580
デリバティブ取引				
金利債券関連	-	131,235	-	131,235
通貨関連	-	5	-	5
負債計	-	131,241	-	131,241

(\*) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日 内閣府令第9号) 附則第5条第6項の経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は金融資産3百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	22,642	22,642
金銭の信託	-	-	7,700	7,700
貸出金	-	-	3,378,341	3,378,341
資産計	-	-	3,408,683	3,408,683
預金	-	2,979,005	-	2,979,005
借入金	-	375,082	-	375,082
負債計	-	3,354,088	-	3,354,088

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産買入金銭債権

買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能であることからレベル3に分類、又は債権の性質上短期のもの等であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、構成物のレベルに基づき、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類することとしております。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額に信用リスク等を考慮したうえで市場金利で割り引いて時価を算定しており、当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金の時価は、原則として、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、主に約定期間が短期間（6ヵ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分のデリバティブ取引が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。これらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。



(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.0% - 2.0%	0.3%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
買入金銭債権	4,127	-	-	544	-	-	3,583	-
有価証券								
その他有価証券								
社債	73,064	-	336	11,455	-	-	84,856	-

(\*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続及び、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、LIBORやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

## (有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

## 1. 売買目的有価証券

該当ありません。

## 2. 満期保有目的の債券

該当ありません。

## 3. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	108,193	42,563	65,629
	債券	248,834	247,282	1,552
	国債	178,409	177,500	909
	地方債	1,048	1,037	10
	社債	69,376	68,743	632
	その他	447,522	434,970	12,551
	外国証券	427,721	416,136	11,585
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	19,800	18,834	966
	小計	804,550	724,816	79,733
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28,177	35,292	7,115
	債券	30,371	30,411	40
	国債	16,632	16,632	-
	地方債	-	-	-
	社債	13,739	13,779	40
	その他	78,771	86,296	7,524
	外国証券	48,508	49,875	1,366
	買入金銭債権	4,127	4,127	-
	その他	26,135	32,293	6,157
	小計	137,320	152,000	14,680
合計		941,871	876,817	65,053

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	145,455	58,123	87,332
	債券	81,407	80,487	919
	国債	214	209	4
	地方債	-	-	-
	社債	81,193	80,278	915
	その他	9,501	7,456	2,045
	外国証券	-	-	-
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	9,501	7,456	2,045
	小計	236,365	146,067	90,297
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,791	11,071	2,279
	債券	44,700	44,714	13
	国債	41,037	41,039	1
	地方債	-	-	-
	社債	3,662	3,675	12
	その他	12,245	12,245	0
	外国証券	8,661	8,661	-
	買入金銭債権	3,583	3,583	-
	その他	0	0	0
	小計	65,737	68,031	2,293
合計		302,102	214,098	88,003

4. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当ありません。

## 5. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	15,153	8,369	873
債券	580,176	1,490	1,364
国債	580,176	1,490	1,364
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	3,099,352	25,905	17,095
外国証券	2,939,476	21,975	10,224
買入金銭債権	-	-	-
その他	159,875	3,929	6,871
合計	3,694,681	35,764	19,333

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21,545	7,847	1,918
債券	360,081	1,031	336
国債	346,150	983	318
地方債	697	4	-
社債	13,233	43	18
その他	2,534,108	16,781	6,262
外国証券	2,255,950	12,532	3,215
買入金銭債権	118,090	-	-
その他	160,066	4,248	3,046
合計	2,915,734	25,660	8,516

## 6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）することにしております。

前連結会計年度における減損処理額は、2,451百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、1,652百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

## (金銭の信託関係)

## 1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

## 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

## 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	7,125	7,125	-	-	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	9,804	9,804	-	-	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

( 其他有価証券評価差額金 )

連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度( 2020年 3月31日 )

	金額( 百万円 )
評価差額	65,073
其他有価証券	65,073
( ) 繰延税金負債	14,017
其他有価証券評価差額金( 持分相当額調整前 )	51,056
( ) 非支配株主持分相当額	458
其他有価証券評価差額金	50,597

当連結会計年度( 2021年 3月31日 )

	金額( 百万円 )
評価差額	88,033
其他有価証券	88,033
( ) 繰延税金負債	19,532
其他有価証券評価差額金( 持分相当額調整前 )	68,501
( ) 非支配株主持分相当額	0
其他有価証券評価差額金	68,501

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次の通りであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物 売建	2,960	-	194	194
店頭	金利スワップ 受取固定・支払変動	6,043,122	5,048,266	165,693	165,693
	受取変動・支払固定	6,600,267	5,032,522	166,306	166,306
	受取変動・支払変動	261,490	180,590	222	222
内部取引	金利スワップ 受取固定・支払変動	572,857	552,857	6,111	6,111
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
合計				5,914	5,914

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物 売建	-	-	-	-
店頭	金利スワップ 受取固定・支払変動	6,384,483	5,415,430	109,723	109,723
	受取変動・支払固定	6,777,588	5,369,481	110,601	110,601
	受取変動・支払変動	180,590	93,500	119	119
内部取引	金利スワップ 受取固定・支払変動	435,000	435,000	1,784	1,784
	受取変動・支払固定	10,000	10,000	17	17
合計				1,008	1,008

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## (表示方法の変更)

金利関連取引と債券関連取引については、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等の制定を契機に、当連結会計年度より金利債券関連取引として表示しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	216	-	1	1
	買建	817	-	8	8
合計				9	9

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	703	-	2	2
	買建	1,328	-	1	1
合計				1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	5,745	-	567	567
	株式指数先物オプション 買建	35,750	-	1,272	204
合計				704	363

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

## (4) 商品関連取引

該当ありません。

## (5) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。



## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次の通りであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金、 社債、その他 有価証券			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		572,857	552,857	6,111
合計					6,111

(注)業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金			
	受取固定・支払変動		10,000	10,000	17
	受取変動・支払固定		435,000	435,000	1,784
合計					1,767

(注)業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

## (表示方法の変更)

金利関連取引と債券関連取引については、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等の制定を契機に、当連結会計年度より金利債券関連取引として表示しております。

## (2) 通貨関連取引

該当ありません。

## (3) 株式関連取引

該当ありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

- (1) 当行及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度や退職一時金制度を設けております。また、当行及び一部の連結子会社は、退職一時金制度の一部について、リスク分担型企業年金以外の確定拠出年金制度を採用しております。なお、当連結会計年度において、当行は確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。
- (2) 当行は退職給付信託を設定しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	153,804	152,744
勤務費用	5,068	4,268
利息費用	400	434
数理計算上の差異の発生額	633	2,393
退職給付の支払額	7,424	8,461
過去勤務費用の発生額	287	6,569
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	-	2,333
その他	24	3,704
退職給付債務の期末残高	152,744	138,771

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。簡便法により算定した退職給付費用は、上表の「勤務費用」に含めております。

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	239,669	245,302
期待運用収益	3,765	3,687
数理計算上の差異の発生額	1,658	42,374
事業主からの拠出額	5,834	4,709
退職給付の支払額	5,778	5,756
退職給付信託の返還	-	21,044
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	-	2,571
その他	153	4,406
年金資産の期末残高	245,302	262,293

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
退職給付債務	152,744	138,771
年金資産	245,302	262,293
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	92,557	123,521

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
退職給付に係る負債	1,459	989
退職給付に係る資産	94,017	124,511
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	92,557	123,521

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	5,003	4,200
利息費用	400	434
期待運用収益	3,765	3,687
数理計算上の差異の費用処理額	4,272	2,335
過去勤務費用の費用処理額	287	6,569
その他	614	807
確定給付制度に係る退職給付費用	1,732	7,150
退職給付信託返還益	-	10,365
確定拠出年金移行差損	-	331

- (注) 1. 企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。
2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含めて計上しております。
3. 当連結会計年度に当行にて退職給付制度を改定したことに伴い発生した「過去勤務費用の費用処理額」は特別利益に計上しております。
4. 「退職給付信託返還益」は特別利益に計上しております。
5. 「確定拠出年金移行差損」は特別損失に計上しております。

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	3,247	32,080
合計	3,247	32,080

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	26,662	58,809
合計	26,662	58,809

## (7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
国内株式	52.29%	59.26%
国内債券	14.23%	12.72%
外国株式	9.56%	12.24%
外国債券	10.03%	8.70%
生命保険会社の一般勘定	4.41%	4.19%
その他	9.48%	2.89%
合計	100.00%	100.00%

(注) 年金資産合計には、企業年金基金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度57.80%、当連結会計年度58.62%含まれております。

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.00% ~ 0.62%	0.07% ~ 0.82%
長期期待運用収益率	主に1.27% ~ 1.90%	主に1.22% ~ 1.90%

## 3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度145百万円、当連結会計年度217百万円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,496百万円	1,554百万円
有価証券有税償却	9,516	7,312
移転損失引当金	-	1,474
賞与引当金	1,149	1,437
その他有価証券評価差額金	1,157	299
繰延ヘッジ損益	2,035	1,138
その他	5,588	4,414
繰延税金資産小計	20,943	17,632
評価性引当額	11,770	8,351
繰延税金資産合計	9,173	9,280
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	13,980	19,535
退職給付に係る資産及び負債	1,221	14,622
退職給付信託	4,562	7,996
その他	527	367
繰延税金負債合計	20,292	42,523
繰延税金資産(負債)の純額	11,118百万円	33,242百万円

## (表示方法の変更)

「賞与引当金」、「繰延ヘッジ損益」及び「退職給付に係る資産及び負債」は、金額の重要性が増したことから、前連結会計年度より表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産「その他」に表示していた8,773百万円は、「賞与引当金」1,149百万円、「繰延ヘッジ損益」2,035百万円、「その他」5,588百万円として組み替えるとともに、「退職給付に係る資産及び負債」を繰延税金負債として表示しております。

## 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	1.2	2.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.0	0.8
その他	0.3	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%	27.6%

## (セグメント情報等)

## 〔セグメント情報〕

## 1. 報告セグメントの概要

みずほフィナンシャルグループ(以下、当グループ)は、持株会社の下で銀行・信託・証券を一体的に運営する当グループの特長と優位性を活かし、お客さまのニーズに即した最高の金融サービスを迅速に提供していくため、顧客セグメント別のカンパニー制を導入しております。

当行グループは、顧客セグメントに応じた「リテール・事業法人部門」「大企業・金融・公共法人部門」「グローバルマーケット部門」の3つの部門に分類して記載しております。

なお、それぞれの担当する業務は以下の通りです。

リテール・事業法人部門 : 国内の個人・中小企業・中堅企業のお客さまに向けた業務

大企業・金融・公共法人部門 : 国内の大企業法人・金融法人・公共法人のお客さまに向けた業務

グローバルマーケット部門 : 金利・エクイティ・クレジット等への投資業務等

以下の報告セグメント情報は、経営者が当行グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則しております。

## 2. 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益、業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+ETF関係損益及び固定資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益は、資金利益、信託報酬、役務取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計にETF関係損益を加えたものであります。

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+ETF関係損益は、業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益から経費(除く臨時処理分)、持分法による投資損益及びその他(連結調整)を調整したものであります。

セグメント間の取引に係る業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益は、市場実勢価格に基づいております。

また、セグメント別資産情報として開示している固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産の合計であり、当行に係る固定資産を各セグメントに配賦しております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+ETF関係損益及び固定資産の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	みずほ信託銀行(連結)				
	リテール・事業法人部門	大企業・金融・公共法人部門	グローバルマーケット部門	その他(注)2	
業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益	56,159	70,619	21,131	18,204	166,115
経費(除く臨時処理分)	56,527	30,616	5,840	10,371	103,356
持分法による投資損益	-	-	-	53	53
その他	-	-	-	5,547	5,547
業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+ETF関係損益	368	40,003	15,290	2,338	57,265
固定資産	18,819	12,670	3,645	100,035	135,170

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益を記載しております。

なお、ETF関係損益は590百万円であり、全額グローバルマーケット部門に含まれております。

2. 「その他」には各セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

3. 固定資産の「その他」には、セグメントに配賦していない本部資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。

なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがおります。

4. 2020年4月より各セグメント及びその他間の配分方法を変更したことに伴い、上表につきましては、当該変更を反映させるための組替えを行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	みずほ信託銀行(連結)				
	リテール・事業法人部門	大企業・金融・公共法人部門	グローバルマーケット部門	その他(注)2	
業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益	51,034	67,621	17,840	15,804	152,301
経費(除く臨時処理分)	54,853	30,300	5,464	10,195	100,813
持分法による投資損益	-	-	-	46	46
その他	-	-	-	4,731	4,731
業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+ETF関係損益	3,818	37,321	12,375	924	46,803
固定資産	16,397	10,596	3,016	110,778	140,789

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益を記載しております。

なお、ETF関係損益は1,393百万円であり、全額グローバルマーケット部門に含まれております。

2. 「その他」には各セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

3. 固定資産の「その他」には、セグメントに配賦していない本部資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。

なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがおります。

## 4. 報告セグメント合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+ETF関係損益と連結損益計算書計上額は異なっており、差異調整は以下の通りです。

## (1) 報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
業務粗利益(信託勘定償却前)+ETF関係損益	166,115	152,301
ETF関係損益	590	1,393
信託勘定与信関係費用	-	-
その他経常収益	24,244	26,042
営業経費	100,475	99,879
その他経常費用	31,193	33,513
連結損益計算書の経常利益	59,280	46,344

## (2) 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)+ETF関係損益の合計額と連結損益計算書の税金等調整前当期純利益計上額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前) +ETF関係損益	57,265	46,803
信託勘定与信関係費用	-	-
経費(臨時処理分)	2,880	934
不良債権処理額(含む一般貸倒引当金繰入額)	1,536	387
貸倒引当金戻入益等	299	0
株式等関係損益-EETF関係損益	5,041	4,222
特別損益	205	14,950
その他	4,668	5,228
連結損益計算書の税金等調整前当期純利益	59,486	61,295



## 〔関連情報〕

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1．地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

## 2．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1．地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

## 2．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
減損損失	-	-	-	405	405

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
減損損失	-	-	-	434	434

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
当期償却額	-	43	-	823	866
当期末残高	-	357	-	12,970	13,328

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
当期償却額	-	43	-	823	866
当期末残高	-	314	-	12,146	12,461

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

## 〔関連当事者情報〕

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行 業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の借入 (注)1	585,975 (注)2	コールマネー	585,975
							資金の借入	-	借入金	-
同一の 親会社 を持つ 会社	みずほ証券 株式会社	東京都 千代田区	125,167	証券 業務	-	債券貸借関係 役員の兼任	債券貸借取引 に伴う担保 金の受入 (注)1	125,295 (注)2	債券貸借取引 受入担保金	125,295

(注) 1. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

## 当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行 業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の借入 (注)1	581,838 (注)2	コールマネー	581,838
							資金の借入 (注)3	300,000	借入金	300,000
同一の 親会社 を持つ 会社	みずほ証券 株式会社	東京都 千代田区	125,167	証券 業務	-	債券貸借関係 役員の兼任	債券貸借取引 に伴う担保 金の受入	-	債券貸借取引 受入担保金	-

(注) 1. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

3. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限一括返済方式等によるものであります。なお、担保は提供しておりません。

## (イ) 従業員のための企業年金等

## 前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

## 当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
企業 年金	退職給付 信託	-	-	-	-	退職給付 会計上の 年金資産	資産の 一部返還	25,703	-	-

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行 業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の預入 (注)1	61,010 (注)2	現金預け金	61,010

(注) 1. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

## 当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行 業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の預入 (注)1	86,585 (注)2	現金預け金	86,585

(注) 1. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所(市場第一部)、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	76円84銭	83円82銭
1株当たり当期純利益金額	5円24銭	5円59銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	612,440	663,495
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,216	48
(うち非支配株主持分)	百万円	(4,216)	(48)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	608,224	663,446
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	7,914,784	7,914,784

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	41,507	44,281
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	41,507	44,281
普通株式の期中平均株式数	千株	7,914,784	7,914,784

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

## 〔連結附属明細表〕

## 〔社債明細表〕

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当行	期限付劣後 特約付社債	-	10,000	-	-	-	-
合計			10,000	-			

## 〔借入金等明細表〕

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	255,860	375,082	0.13	
再割引手形	-	-	-	
借入金	255,860	375,082	0.13	2021年6月～ 2022年9月
リース債務	532	14	4.19	2021年4月～ 2026年3月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	51,682	323,400	-	-	-
リース債務(百万円)	7	3	1	1	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

## 〔資産除去債務明細表〕

資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2)〔その他〕

該当事項はありません。

## 2〔財務諸表等〕

## (1)〔財務諸表〕

## 〔貸借対照表〕

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	1,766,799	2,010,405
現金	7,183	5,881
預け金	1,759,615	2,004,523
コールローン	14,678	22,134
債券貸借取引支払保証金	198,053	-
買入金銭債権	32,493	26,092
特定取引資産	169,750	130,476
特定金融派生商品	169,750	130,476
金銭の信託	7,125	9,804
有価証券	1, 2, 8 958,624	1, 2, 8 321,504
国債	178,183	30,009
地方債	1,048	-
社債	83,115	84,856
株式	173,583	191,739
その他の証券	522,694	14,899
貸出金	3, 4, 5, 6, 8, 9 3,367,475	3, 4, 5, 6, 8, 9 3,362,267
割引手形	7,106	7,146
手形貸付	14,650	18,998
証書貸付	3,062,619	3,085,579
当座貸越	290,099	257,542
外国為替	7,865	6,313
外国他店預け	7,865	6,313
その他資産	359,752	321,181
未決済為替貸	4	4
前払費用	1,990	1,890
未収収益	25,086	21,566
先物取引差入証拠金	2,782	2,000
先物取引差金勘定	615	-
金融派生商品	1,473	4
金融商品等差入担保金	117,649	115,946
その他の資産	8 210,150	8 179,768
有形固定資産	10 86,705	10 102,139
建物	8,219	7,176
土地	65,721	65,721
建設仮勘定	10,597	27,237
その他の有形固定資産	2,167	2,004
無形固定資産	30,529	25,486
ソフトウェア	27,895	24,532
のれん	357	314
その他の無形固定資産	2,276	639
前払年金費用	65,759	65,962
支払承諾見返	14,755	14,008
貸倒引当金	3,689	4,196
<b>資産の部合計</b>	<b>7,076,682</b>	<b>6,413,579</b>

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	8 3,096,295	8 2,879,951
当座預金	37,912	42,838
普通預金	564,379	633,952
通知預金	3,816	3,331
定期預金	2,466,304	2,178,015
その他の預金	23,882	21,814
譲渡性預金	664,780	618,380
コールマネー	807,706	581,838
債券貸借取引受入担保金	8 289,789	8 -
特定取引負債	170,146	131,235
特定取引有価証券派生商品	4	-
特定金融派生商品	170,141	131,235
借入金	8 255,860	8 375,082
借入金	255,860	375,082
外国為替	23	-
未払外国為替	23	-
社債	11 10,000	11 -
信託勘定借	1,055,510	1,160,608
その他負債	142,457	23,141
未決済為替借	23	21
未払法人税等	4,038	3,149
未払費用	11,008	8,389
前受収益	324	283
金融派生商品	579	5
金融商品等受入担保金	3,314	2,020
資産除去債務	1,136	1,060
その他の負債	122,033	8,210
賞与引当金	2,153	3,199
変動報酬引当金	368	380
退職給付引当金	-	260
睡眠預金払戻損失引当金	1,907	1,558
移転損失引当金	-	4,814
繰延税金負債	3,220	15,515
支払承諾	14,755	14,008
負債の部合計	6,514,977	5,809,974



	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	15,505	15,505
資本準備金	15,505	15,505
利益剰余金	253,465	275,949
利益準備金	41,484	45,865
その他利益剰余金	211,980	230,083
繰越利益剰余金	211,980	230,083
株主資本合計	516,339	538,824
その他有価証券評価差額金	49,981	67,360
繰延ヘッジ損益	4,615	2,579
評価・換算差額等合計	45,365	64,781
純資産の部合計	561,705	603,605
負債及び純資産の部合計	7,076,682	6,413,579

## 〔損益計算書〕

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	209,112	191,924
信託報酬	59,132	55,962
資金運用収益	37,305	38,922
貸出金利息	24,619	21,259
有価証券利息配当金	10,654	15,497
コールローン利息	170	29
債券貸借取引受入利息	28	4
預け金利息	1,712	1,592
その他の受入利息	120	538
役務取引等収益	70,610	68,275
受入為替手数料	259	253
その他の役務収益	70,351	68,022
特定取引収益	1,526	1,657
特定取引有価証券収益	-	36
特定金融派生商品収益	1,526	1,620
その他業務収益	24,319	11,911
国債等債券売却益	23,919	11,623
その他の業務収益	399	287
その他経常収益	16,217	15,195
償却債権取立益	299	0
株式等売却益	11,568	14,077
金銭の信託運用益	291	417
その他の経常収益	4,057	700
経常費用	159,435	147,991
資金調達費用	13,445	8,606
預金利息	614	403
譲渡性預金利息	51	54
コールマネー利息	572	83
売現先利息	288	-
債券貸借取引支払利息	2,700	538
借入金利息	3,471	1,411
社債利息	224	162
金利スワップ支払利息	615	1,287
その他の支払利息	4,906	4,831
役務取引等費用	35,027	34,743
支払為替手数料	293	270
その他の役務費用	34,733	34,472
特定取引費用	20	-
商品有価証券費用	0	-
特定取引有価証券費用	20	-
その他業務費用	11,458	3,847
外国為替売買損	111	191
国債等債券売却損	11,157	3,480
国債等債券償却	-	4
金融派生商品費用	184	169
その他の業務費用	4	2

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業経費	81,211	80,986
その他経常費用	18,272	19,808
貸倒引当金繰入額	1,626	507
貸出金償却	2	1
株式等売却損	8,175	5,036
株式等償却	2,451	1,706
その他の経常費用	6,015	12,557
経常利益	49,676	43,933
特別利益	907	16,935
固定資産処分益	907	-
退職給付信託返還益	-	10,365
過去勤務費用処理額	-	6,569
特別損失	694	1,978
固定資産処分損	289	1,213
減損損失	405	433
確定拠出年金移行差損	-	331
税引前当期純利益	49,888	58,889
法人税、住民税及び事業税	10,342	8,573
法人税等調整額	4,147	5,928
法人税等合計	14,490	14,501
当期純利益	35,398	44,388

## 〔株主資本等変動計算書〕

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	247,369	15,505	15,505	36,719	205,170	241,889	504,764
当期変動額							
剰余金の配当				4,764	28,588	23,823	23,823
当期純利益					35,398	35,398	35,398
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	4,764	6,810	11,575	11,575
当期末残高	247,369	15,505	15,505	41,484	211,980	253,465	516,339

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	76,295	1,608	74,687	579,452
当期変動額				
剰余金の配当				23,823
当期純利益				35,398
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	26,314	3,007	29,322	29,322
当期変動額合計	26,314	3,007	29,322	17,747
当期末残高	49,981	4,615	45,365	561,705

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	247,369	15,505	15,505	41,484	211,980	253,465	516,339
当期変動額							
剰余金の配当				4,380	26,284	21,903	21,903
当期純利益					44,388	44,388	44,388
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	4,380	18,103	22,484	22,484
当期末残高	247,369	15,505	15,505	45,865	230,083	275,949	538,824

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49,981	4,615	45,365	561,705
当期変動額				
剰余金の配当				21,903
当期純利益				44,388
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	17,379	2,036	19,415	19,415
当期変動額合計	17,379	2,036	19,415	41,899
当期末残高	67,360	2,579	64,781	603,605

## 〔注記事項〕

## (重要な会計方針)

## 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

## 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

## 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

## 4. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

## (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年～10年)に基づいて償却しております。

## 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は216百万円(前事業年度末は215百万円)であります。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 変動報酬引当金

当行の役員及び執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当事業年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### (6) 移転損失引当金

移転損失引当金は、本店の移転に伴う損失に備えるため、不動産賃貸借契約の解約不能期間において発生すると見込まれる損失額を計上しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という)を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

### (ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

## 9. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



## (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその金額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## 1. 貸倒引当金

## (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金	4,196百万円
-------	----------

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積りに記載しております。

## 2. 金融商品の時価評価

## (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

金融資産	218,920百万円
------	------------

金融負債	131,241百万円
------	------------

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積りに記載しております。

## 3. 前払年金費用及び退職給付引当金

## (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

前払年金費用	65,962百万円
--------	-----------

退職給付引当金	260百万円
---------	--------

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積りに記載しております。

## (会計方針の変更)

## (時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち国内株式は原則として決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により評価していましたが、当事業年度より決算期末日の市場価格により評価しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度末から適用し、「重要な会計上の見積り」を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

1. 連結納税制度の適用

当行は、2021年度より株式会社みずほフィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用することについて国税庁長官の承認を受けたため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

2. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて繰延税金資産及び繰延税金負債の額を計上しております。

(貸借対照表関係)

## 1. 関係会社の株式の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	38,580百万円	37,492百万円

## 2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	- 百万円	30,009百万円

現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(再)担保に差入れている有価証券	167,332百万円	- 百万円
再貸付けに供している有価証券	30,448百万円	- 百万円

## 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	- 百万円	14百万円
延滞債権額	4,232百万円	6,678百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,140百万円	446百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	5,373百万円	7,138百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	106百万円	146百万円

## 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	466,856百万円	- 百万円
貸出金	265,151 "	272,915 "
計	732,007 "	272,915 "
担保資産に対応する債務		
預金	2,057 "	1,127 "
債券貸借取引受入担保金	282,785 "	- "
借入金	255,860 "	75,082 "

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
保証金	6,235百万円	6,088百万円

## 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	1,402,283百万円	1,415,325百万円
うち原契約期間が1年以内のも の又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの	1,114,930百万円	1,104,646百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
圧縮記帳額	848百万円	838百万円

11. 社債は全額劣後特約付社債であります、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
劣後特約付社債	10,000百万円	- 百万円

12. 元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
金銭信託	883,781百万円	842,669百万円

(損益計算書関係)

1. その他経常費用に計上した関係会社との取引金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	3,117百万円	357百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
移転損失引当金繰入額	- 百万円	4,814百万円
株式関連派生商品費用	- 百万円	4,462百万円
システム移行関連費用	1,476百万円	- 百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、全て市場価格がありません。貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	35,830	34,742
関連会社株式	2,750	2,750
合計	38,580	37,492

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,195百万円	1,325百万円
有価証券有税償却	11,181	9,003
退職給付引当金	7,285	3,167
移転損失引当金	-	1,474
その他有価証券評価差額金	1,157	299
繰延ヘッジ損益	2,035	1,138
その他	5,109	5,117
繰延税金資産小計	27,964	21,526
評価性引当額	12,614	9,685
繰延税金資産合計	15,350	11,840
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	13,480	18,990
退職給付信託	4,562	7,996
繰延ヘッジ損益	-	-
その他	527	367
繰延税金負債合計	18,570	27,355
繰延税金資産(負債)の純額	3,220百万円	15,515百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
評価性引当額の増減	1.2	2.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.2	4.2
その他	0.5	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%	24.6%

〔附属明細表〕

当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

〔有形固定資産等明細表〕

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	25,943	561	1,013 (40)	25,491	18,315	1,558	7,176
土地	65,721	-	-	65,721	-	-	65,721
建設仮勘定	10,597	19,069	2,429	27,237	-	-	27,237
その他の有形固定資産	8,809	235	448 (55)	8,597	6,592	327	2,004
有形固定資産計	111,072	19,866	3,890 (96)	127,047	24,908	1,886	102,139
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	92,115	67,583	7,466	24,532
のれん	-	-	-	433	119	43	314
その他の無形固定資産	-	-	-	639	-	-	639
無形固定資産計	-	-	-	93,188	67,702	7,510	25,486

(注) 1. 営業用以外の土地、建物は、貸借対照表科目では「その他の有形固定資産」に計上しております。

2. 「その他の無形固定資産」には、制作途中のソフトウェア等を計上しております。

3. 当期減少額欄における( )内は減損損失の計上額(内書き)であります。

4. 無形固定資産の金額は、資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

〔引当金明細表〕

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3,689	4,196	-	3,689	4,196
一般貸倒引当金	2,532	2,847	-	2,532	2,847
個別貸倒引当金	1,156	1,348	-	1,156	1,348
うち非居住者向け債権分	-	0	-	-	0
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
賞与引当金	2,153	3,199	2,153	-	3,199
変動報酬引当金	368	380	368	-	380
睡眠預金払戻損失引当金	1,907	1,558	-	1,907	1,558
移転損失引当金	-	4,814	-	-	4,814
計	8,118	14,149	2,522	5,596	14,149

(注) 当期減少額(その他)は、全て洗替による取崩額であります。



## 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	4,038	5,563	6,452	-	3,149
未払法人税等	2,656	3,126	3,952	-	1,830
未払事業税	1,382	2,437	2,500	-	1,319

(2) [主な資産及び負債の内容]

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) [その他]

該当事項はありません。

(4) 【利害関係人との取引制限】

受託者は、「信託法」、「信託業法」及び「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の定めるところにより、自己又はその利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として政令で定めるものをいう。において同じ。）と信託財産との間における取引（当該取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり、又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法による受益者の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除く。及びにおいて同じ。）

の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引

第三者との間において信託財産のためにする取引であって、自己が当該第三者の代理人となっても

通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引（信託財産に係る受益者に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除く。）

## (5) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【委託者の状況】

### (1) 【会社の場合】

#### 【会社の概況】

該当事項はありません。

#### 【事業の内容及び営業の概況】

該当事項はありません。

#### 【経理の状況】

該当事項はありません。

#### 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

#### 【その他】

該当事項はありません。

### (2) 【会社以外の団体の場合】

#### 【団体の沿革】

該当事項はありません。

#### 【団体の目的及び事業の内容】

該当事項はありません。

#### 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

該当事項はありません。

#### 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

該当事項はありません。

### (3) 【個人の場合】

#### 【生年月日】

該当事項はありません。

#### 【本籍地】

該当事項はありません。

#### 【職歴】

該当事項はありません。

#### 【破産手続開始の決定の有無】

該当事項はありません。

3 【その他関係法人の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

該当事項はありません。

(2) 【関係業務の概要】

該当事項はありません。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

(4) 【役員の兼職関係】

該当事項はありません。

(5) 【その他】

該当事項はありません。

## 第4 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

2021年6月25日 有価証券報告書( )

( ) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第7条第4項の規定により、2020年12月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

- ・ 本書に記載されている運用管理体制・リスク管理体制は、2021年12月24日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがあります。
- ・ 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、当信託の基本的性格を記載する他、募集事項等記載書面及び有価証券報告書の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の巻頭に記載することがあります。
- ・ 目論見書の巻頭または巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- ・ 目論見書に当信託及び「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の約款を添付します。なお、目論見書の記載項目のうち約款と内容が重複する項目については、概略のみを記載し、約款を参照すべき旨を併せて記載することで、募集事項等記載書面及び有価証券報告書の内容の記載に代えることがあります。
- ・ 募集事項等記載書面及び有価証券報告書の内容のうち目論見書に記載すべき事項について、投資者の理解を助けるため、各所に図表等を加えることがあります。
- ・ 目論見書に当行の行名をロゴ・マークにより表示する場合、当行の属する企業グループのロゴ・マークとして、図案を併せて表示する場合があります。
- ・ 当信託の募集事項等記載書面及び有価証券報告書はEDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)を通じて提出している旨及び目論見書の記載事項はEDINETで入手可能な旨を記載することがあります。
- ・ お取り扱いが通帳式のみで、証書のお取扱いはありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

みずほ信託銀行株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 慎一**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

みずほ信託銀行株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信彦  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 林 慎一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第151期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月24日

みずほ信託銀行株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 桐 徹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている金銭信託(自由型)(以下、「金銭信託」という。)の2021年3月26日から2021年9月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金銭信託の2021年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、みずほ信託銀行株式会社及び金銭信託から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金銭信託は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

みずほ信託銀行株式会社及び金銭信託と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。